

日立キャピタル

HITACHI
Inspire the Next

日立キャピタル損害保険の現状 2019



はじめに

このたび、当社の経営課題への取組みおよび事業活動の現状をわかりやすくご説明するために、ディスクロージャー誌「日立キャピタル損害保険の現状2019」を作成いたしました。本誌が当社をご理解いただくうえで、少しでも皆さまのお役に立てば幸いと存じます。

ごあいさつ

当社は日立キャピタル株式会社と損害保険ジャパン日本興亜株式会社の共同出資による損害保険会社であり、1994年の創業以来、GLTD（団体長期障害所得補償保険）を主力商品として、企業経営者ならびに従業員の皆さまに安心をお届けしてまいりました。また、現在では事業活動に伴う損害に備える保険として、取引信用保険や約定履行費用保険などを商品ラインナップに加えております。

当社の役割使命は、「企業（お客さま）を取り巻く問題の解決」への貢献、「企業の持続的な成長」をご支援するべく、「お客さま起点」で物事を判断し、当社独自の商品・サービスという「新たな価値」をお客さまに提供し、「お客さまの期待」に応え続けていくことです。すなわち、社会の課題にスポットを当て、社会問題の解決に貢献し、社会からの期待に応え続けていくことであり、「当社の企業活動はSDGs そのもの」と言えようかと思えます。

当社は、皆さまのおかげをもちまして、創立25周年を迎えることができました。日立キャピタルグループの一員として、社会の発展と人々の豊かな暮らしを実現するために、真にお客さま、社会に必要なものを創造し提供する「社会価値創造企業」をめざしてまいります。これからも、お客さまとのコミュニケーションを大事にして、お客さまと一緒に問題解決しながら成長していく所存でありますので、今後とも、一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。



日立キャピタル損害保険株式会社
取締役社長

荒井 圭一郎

[経営理念]

時代の変化や新たなニーズに対応した
新しい解決策を提供し続けることによって
人々の暮らしに安心をお届けし、
豊かな社会の実現に貢献します。

[経営ビジョン]

1. 健全な企業風土の醸成に努めるとともに、企業倫理の実践により社会から信頼される保険会社をめざします。
2. 特色ある商品と高品質なサービスを提供することによって、常にお客さまから選ばれる『オンリー^{ワン}1』の保険会社をめざします。
3. 自律した個人が互いに個性を尊重し、その力を結集することで会社の成長につなげるとともに自らも成長できる、社員全員が誇りの持てる保険会社をめざします。

[行動指針]

1. 『高い倫理観』
企業の社会的責任を自覚し、法や社会規範に則り、高い倫理観を持って行動します。
2. 『お客さま志向』
常にお客さまの立場にたって考え、誠実かつスピーディに行動します。
3. 『付加価値の創造』
あくなき探究心をもって、常に付加価値の高い商品・サービスを創造します。
4. 『変化への挑戦』
変化をチャンスと捉え、新たな課題に積極かつ果敢にチャレンジします。
5. 『強い責任感』
社員一人ひとりが自律し、誇りと責任を持って行動します。

CONTENTS

経営方針	1
プロフィール	3
代表的な経営指標	4
1. 会社の業務内容と運営	
■ 主要な業務	6
■ 取扱商品	6
■ お客さまサービス	7
■ お客さま本位の業務運営方針	7
■ お客さまの声を業務の改善に活かす取組み	8
■ 保険の仕組み	10
■ 約款その他について	10
■ 保険の募集	11
■ 保険料	12
■ 保険金のお支払い（LTD、火災・地震保険の場合）	12
■ コーポレート・ガバナンス体制	13
■ 内部統制システムの構築と運用状況	14
■ コンプライアンス（法令等の遵守）への取組み	15
■ 個人情報保護宣言「個人情報保護に関する基本方針」	17
■ 利益相反管理方針	21
■ 反社会的勢力への対応に関する基本方針	21
■ 戦略的リスク管理経営（ERM）	22
■ 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	23
2. 会社の主要な業務に関する事項	
■ 2018年度の事業の概況	25
■ 主要な業務の状況を示す指標の推移	25
■ 業務の状況を示す指標および保険契約に関する指標	26
■ 経理に関する指標	29
■ 資産運用に関する指標	32
■ 特別勘定に関する指標	36
■ 責任準備金の残高	36
■ 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）	36
■ 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	36
3. 財産の状況	
■ 計算書類	38
■ リスク管理債権	46
■ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況（保険金信託業務を行う場合）	46
■ 債務者区分に基づいて区分された債権	46
■ ソルベンシー・マージン比率	47
■ 時価情報等	48
■ 備考	49
■ 財務諸表の適正性および財務諸表作成に係る内部監査の有効性について	49
4. 会社の概況と組織	
■ 組織	51
■ 株主・株式の状況	52
■ 役員の状況	54
■ 従業員の状況	56
■ 会計監査人の状況	56
■ 保険会社およびその子会社等の概況	56
日立キャピタルグループ	57

※本誌は、保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
※本誌記載の金額や件数などの値は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで表示しています。

プロフィール

当社の概要	設立	1994年6月
	資本金	62億円
	総資産	164億円
	本社所在地	東京都千代田区九段北1-8-10 住友不動産九段ビル
	取締役社長※1	淀 圭二郎
	従業員	89名
	代理店数	170店
	株主	日立キャピタル株式会社（保有割合79.4%） 損害保険ジャパン日本興亜株式会社（保有割合20.6%）
	格付※1	「A ⁻ 」 スタンダード&プアーズ：保険財務力格付※2 「AA ⁻ 」 日本格付研究所：保険金支払能力格付※3

(2019年3月31日現在)

※1 2019年7月1日現在で記載しています。

※2 当社は、当社の保険契約の規定に従い、当社が保険金受取人に対して保険金支払債務を履行することにつき、条件を付すことのない保証の形で、親会社である日立キャピタルから明示的な支援を受けております。上記を反映し、当社は、スタンダード&プアーズ社（S&P）より、A⁻の格付けを取得しております。

※3 日立キャピタル株式会社保証

当社の沿革

1994年	6月 ユナム・コーポレーション（本社：米国メーン州）の100%出資によりユナム・ジャパン傷害保険株式会社設立
	7月 損害保険事業免許および「団体長期障害所得補償保険」（GLTD）等の商品認可を取得し創業
1996年	6月 GLTDのラインナップに「業務上の身体障害等担保特約」付帯商品（OLTD）を追加し発売 個人向けのLTDとして「長期障害特約付帯所得補償保険」（ILTLD）を発売
1997年	5月 GLTDのラインナップに「債務返済支援特約」付帯商品（CLTD）を追加し発売
1999年	6月 親会社のユナム・コーポレーションがプロヴィデント・カンパニーズ（本社：米国テネシー州）と合併してユナム・プロヴィデント・コーポレーションとなる
	7月 個人向けのLTDとして新たに「長期就業不能所得補償保険」（PLTD）を開発し発売
2004年	1月 発行済株式の100%を日立キャピタル株式会社が取得し日立キャピタルグループの一員となる
	4月 社名を日立キャピタル損害保険株式会社に変更し新たに住宅ローン利用者専用の住宅火災保険「しあわせマイホーム」を商品ラインナップに追加し発売 日立キャピタル株式会社が株式会社損害保険ジャパン（現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）に対し保有株式の一部（35%）を譲渡
	9月 スタンダード&プアーズ社より保険財務力格付「A ⁻ 」を取得
2007年	1月 取引信用保険の商品認可を取得
	12月 取引信用保険の引受を開始
2008年	1月 財務基盤の強化を目的とした増資を実施、資本金51億5,250万円となる
	3月 事業拡大を目的とした増資を実施、資本金62億円となる
	12月 「保証機関型信用保険」、「費用・利益保険（残価補償保険）」の商品認可を取得
2010年	10月 職種別であった「長期就業不能所得補償保険」（PLTD）の料率を一本化した「リビングエール」を発売
2011年	4月 独立行政法人日本貿易保険（NEXI）と、貿易保険業務に係る業務委託契約を締結
2013年	4月 約定履行費用保険の商品認可を取得
2016年	5月 日本格付研究所より、保険金支払能力格付「AA ⁻ 」を取得
2017年	3月 「がんのみ補償特約付就業継続支援保険」を開発し発売
2018年	7月 企業向け「がんのみ補償特約付就業継続支援保険」を開発し発売
2019年	7月 GLTD「介護休業補償特約」を開発し発売

代表的な経営指標

2018年度における当社の代表的な経営指標は以下のとおりです。

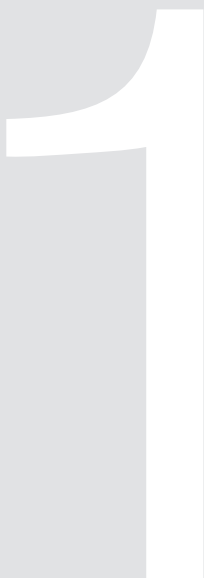
正味収入保険料	4,534百万円	前期比18.0%の増収となりました。
正味損害率	25.0%	前期比3.2ポイント低下しました。
正味事業費率	52.9%	前期比0.9ポイント低下しました。
保険引受利益	521百万円	前期比54百万円の増益となりました。
経常利益	547百万円	前期比56百万円の増益となりました。
当期純利益	382百万円	前期比221百万円の増益となりました。
ソルベンシー・マージン比率	2,781.5%	前期比250.5ポイント低下しました。
総資産額	16,421百万円	前期比785百万円増加しました。
純資産額	7,033百万円	前期比388百万円増加しました。
その他有価証券評価差額金	18百万円	前期比5百万円増加しました。

■ 用語の解説

正味収入保険料	元受保険料および受再保険料収入から再保険料、解約等の返戻金を控除した保険料をいいます。 正味収入保険料＝元受正味保険料＋受再正味保険料－出再正味保険料
正味損害率	保険料に対する支払った保険金の割合のことで、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加え「正味収入保険料」で除した割合になります。 正味損害率(%)＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料×100
正味事業費率	保険料に対する事業費の割合のことで、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えたものを「正味収入保険料」で除した割合になります。 正味事業費率(%)＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料×100
保険引受利益	保険料等の保険引受収益から、保険金や損害調査費等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。 保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支
経常利益	保険料や利息及び配当金収入等の経常収益から、保険金や営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものをいいます。
当期純利益	経常利益に特別損益、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減して算出した最終損益をいいます。
ソルベンシー・マージン比率	巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等の「通常の予測を超える危険」に対する「資本金、準備金等保険会社が保有する支払余力」の割合をいい、経営の健全性を測る指標の1つです。
総資産額	会社が保有する資産の総額で、貸借対照表上の「資産の部合計」になります。
純資産額	会社が保有する資産の総額である「総資産額」から負債額を控除したもので、会社の担保力を示すものです。貸借対照表上の「純資産の部合計」になります。
その他有価証券評価差額金	「金融商品に係る会計基準（いわゆる時価会計）」により、有価証券等を売買目的、満期保有目的、その他有価証券等の保有目的別に分類します。その他有価証券評価差額金は、その他有価証券の時価と取得原価の差額（いわゆる含み損益）から法人税等相当額を控除したものです。

1. 会社の業務内容と運営

■ 主要な業務	6
■ 取扱商品	6
■ お客さまサービス	7
■ お客様本位の業務運営方針	7
■ お客さまの声を業務の改善に活かす取組み	8
■ 保険の仕組み	10
■ 約款その他について	10
■ 保険の募集	11
■ 保険料	12
■ 保険金のお支払い（LTD、火災・地震保険の場合）	12
■ コーポレート・ガバナンス体制	13
■ 内部統制システムの構築と運用状況	14
■ コンプライアンス（法令等の遵守）への取組み	15
■ 個人情報保護宣言「個人情報保護に関する基本方針」	17
■ 利益相反管理方針	21
■ 反社会的勢力への対応に関する基本方針	21
■ 戦略的リスク管理経営（ERM）	22
■ 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	23



主要な業務

当社が行っている主要な業務は以下のとおりです。

■ 損害保険業

- 保険の引受
 - 傷害保険（うち主として団体長期障害所得補償保険、長期就業不能所得補償保険など）の引受、およびその再保険の引受
 - 信用保険の引受
 - 費用・利益保険の引受
 - 火災保険の引受（新規のご契約は現在お取り扱いしていません。）
 - 地震保険の引受
- 資産の運用
 - 保険料として収受した金銭その他の資産の運用

取扱商品

■ 商品の一覧（主な販売商品とその概要）

ケガや病気による所得の喪失に備える保険（LTD）

団体長期障害所得補償保険（GLTD）	企業その他の団体を契約者とし、その企業の従業員または団体の構成員等を被保険者として、被保険者がケガや病気のために仕事に就けなくなったときに所得を補償する保険です。対象期間（保険金支払限度期間）を、最長で定年退職年齢に達するまでというように、極めて長期にわたって設定できる点を特長とします。
業務上の危険対象外特約付帯団体長期障害所得補償保険（NOLTD）	補償の対象を業務外の傷病により仕事に就けなくなったときに絞って所得を補償する保険です。労災認定があった場合の補償をカットすることにより保険料が割安になっています。
債務返済支援特約付帯団体長期障害所得補償保険（CLTD）	金融機関等を契約者とし、その金融機関等から住宅ローンを借りている方々を被保険者とする保険です。被保険者がケガや病気のために仕事に就けなくなった場合に、ローン返済にあてる額を長期にわたって補償することによって、返済の円滑な継続をサポートします。
学業継続支援特約付帯団体長期障害所得補償保険（TLTD）	学校等を契約者とし、学生・生徒・児童の扶養者を被保険者とする保険です。被保険者がケガや病気のために仕事に就けなくなった場合に、卒業予定年月までを限度に学費等にあてる額を補償することで、学校生活の円滑な継続をサポートします。
長期就業不能所得補償保険「リビングエール」	個人でご契約いただく保険で、GLTDと同様、ケガや病気のために仕事に就けなくなったときに長期にわたって所得を補償します。
がんのみ補償特約付帯就業継続支援保険	がんにかかり、治療などにより就業に制限がかかった期間の所得等を補償する保険で、がん治療と仕事の両立をサポートします。

事業活動に伴う損害に備える保険

信用保険	事業者が取り扱う商品等について、販売先から代金支払等の債務の履行がなされない場合に被る損害を補償する「取引信用保険」と、保証業務を行う事業者が保証債務を履行することによって被る損害を補償する「保証機関型信用保険」があります。
費用・利益保険	偶然な事故によって事業者が被る費用損害または喪失利益損害を補償する「費用・利益保険」と、偶然な事由が生じた場合に事業者が債務を履行または免除する旨の約定を第三者との間で予め行っている場合において、事業者がその約定を履行することによって被る損害を補償する「約定履行費用保険」があります。

火災や災害などによる住宅や家財の損失に備える保険（火災（地震））

住宅火災保険「しあわせマイホーム」（新規のご契約は現在お取り扱いしていません。）	大切な住まいや家財について、火災による損害はもちろんのこと、落雷やガス爆発、風災や雪災などの損害をはじめ、水災によって生じた損害、盗難、建物外部からの物の衝突、給排水設備の事故による水ぬれ等の損害を補償します。また、地震保険をあわせてご契約いただくことで、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災（延焼・拡大を含みます）・損壊・埋没・流失による損害についても補償します。
--	---

■ 新商品の開発について

当社では、前記の取扱商品分野に関して、豊富な引受実績に基づく経験とノウハウの蓄積を通じてお客さまのニーズを把握しながら、独自商品の研究・開発に継続的に取り組み、常に業界をリードするよう、努力を重ねています。(これまでの商品開発の概況につきましては、P.3「当社の沿革」をご参照ください。)

お客さまサービス

■ 各種サービスのご提供について

当社では、取扱商品のうち、LTDの補償内容と関わり深いサービスを以下のとおり提供しており、保険金のお支払い以外の面でもお役に立てるよう努めています。

～LTDにご加入の方および同居のご家族向けのサービス～

24時間電話日常生活なんでも相談ホットラインサービス(無料)

日常生活におけるあらゆる悩み、困り事の電話によるご相談を承ります。カウンセリングだけでなく、各分野における専門家からのアドバイスを受けることができます。心のケアはもちろん、心を痛めている原因である困り事の解決にお役立てください。

業務委託先：株式会社セーフティネット

お客様本位の業務運営方針

当社は、2017年9月に「お客様本位の業務運営方針」を策定し、当社ホームページ (<http://www.hitachi-ins.co.jp/>) で具体的取組みとあわせて公表しています。

当社は、日立キャピタルグループの一員として、社会とお客さまから求められる価値の創造を通して、より豊かな社会づくりに貢献する社会価値創造企業となることをめざしております。常にお客さまが必要としているものを追求し、自らがお客様の立場に立って考え、行動していくお客様本位の業務運営を推進していきます。

1. お客様の声を経営に活かす取組み
当社は、お客さまから寄せられたご意見・ご要望を「お客様の声」として真摯に受止め、迅速・的確に対応するとともに、当社事業活動の改善・向上に積極的に活かしてまいります。
2. お客様のニーズにこたえる商品・サービスの提供
当社は、「お客様の声」を十分に分析し、お客さまが真に求める保険商品・サービスの開発・提供を通じ、お客さまから選ばれる保険会社をめざしてまいります。
3. 保険金お支払い業務の品質向上
当社は、適時・適切な保険金等のお支払いを行うことが損害保険会社の基本的な役割であり、かつ最も重要な業務であることを認識し、保険金お支払い業務の適切性検証を通じ、お客さまへの保険金のお支払い業務の品質の一層の向上に努めてまいります。
4. お客様に対する重要な情報の分かりやすい提供
当社は、お客様の保険に関する知識、経験、財産の状況およびご購入目的を総合的に勘案し、お客様のニーズにあった保険商品をお選びいただけるよう、重要な情報についてお客様の立場に立った分かりやすい情報提供を行うよう努めてまいります。
5. 利益相反の適切な管理
当社は、当社または当社グループ金融機関が行う取引によってお客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれがある取引の有無を定期的に確認する等の適切な管理を行ってまいります。
6. お客様起点の業務運営の浸透・定着
当社は、社員全員が常にお客様起点の行動を実践していくことを企業文化として浸透させ、その行動の定着を推進してまいります。

お客様の声を業務の改善に活かす取組み

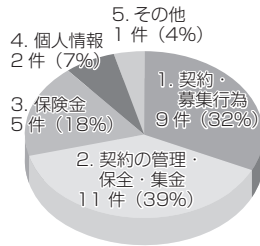
■ お客様の声に対する取組みについて

当社は行動指針の1つに、「お客様志向」（常にお客様の立場にたって考え、誠実かつスピーディに行動します。）を掲げています。お客様から寄せられたご意見やご要望・苦情を「お客様の声」として真摯に受止め、迅速・的確に対応させていただくとともに、お寄せいただいたお客様の声を基に業務の改善に取り組み、今後もお客様志向に立ったよりよい保険商品・サービスの提供に努めてまいります。

■ お客様の声受付状況

当社へ寄せられた2018年度の「お客様の声」項目別・内容別内訳は以下のとおりです。

お客様の声項目別内訳



項目	内容	件数
1. 契約・募集行為	契約の更改手続き	2件
	契約内容・条件などの説明不足・誤り	4件
	帳票類	1件
	その他	2件
2. 契約の管理・保全・集金	証券未着・誤り	3件
	分割払い・口座引き落とし	1件
	異動（手続き誤り・遅延等）	2件
	解約（手続き誤り・遅延、返戻保険料等）	2件
	その他	3件
3. 保険金	示談（認定）金額	1件
	処理遅延・処理方法	1件
	接客態度	2件
	その他	1件
4. 個人情報	個人情報の取扱い	2件
5. その他	その他	1件
合計		28件

■ 当社へのお問い合わせ・ご相談について

お客様からのお問い合わせやご相談などは、次の窓口で承ります。

	受付時間	TEL
お問い合わせ窓口	午前9時～午後5時 ※土日祝日および年末年始を除く	フリーダイヤル：0120-777-970

保険金請求のご連絡については、P.12「保険金請求についてのご連絡・ご相談について」をご参照ください。

■ 手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料） 0570-022808

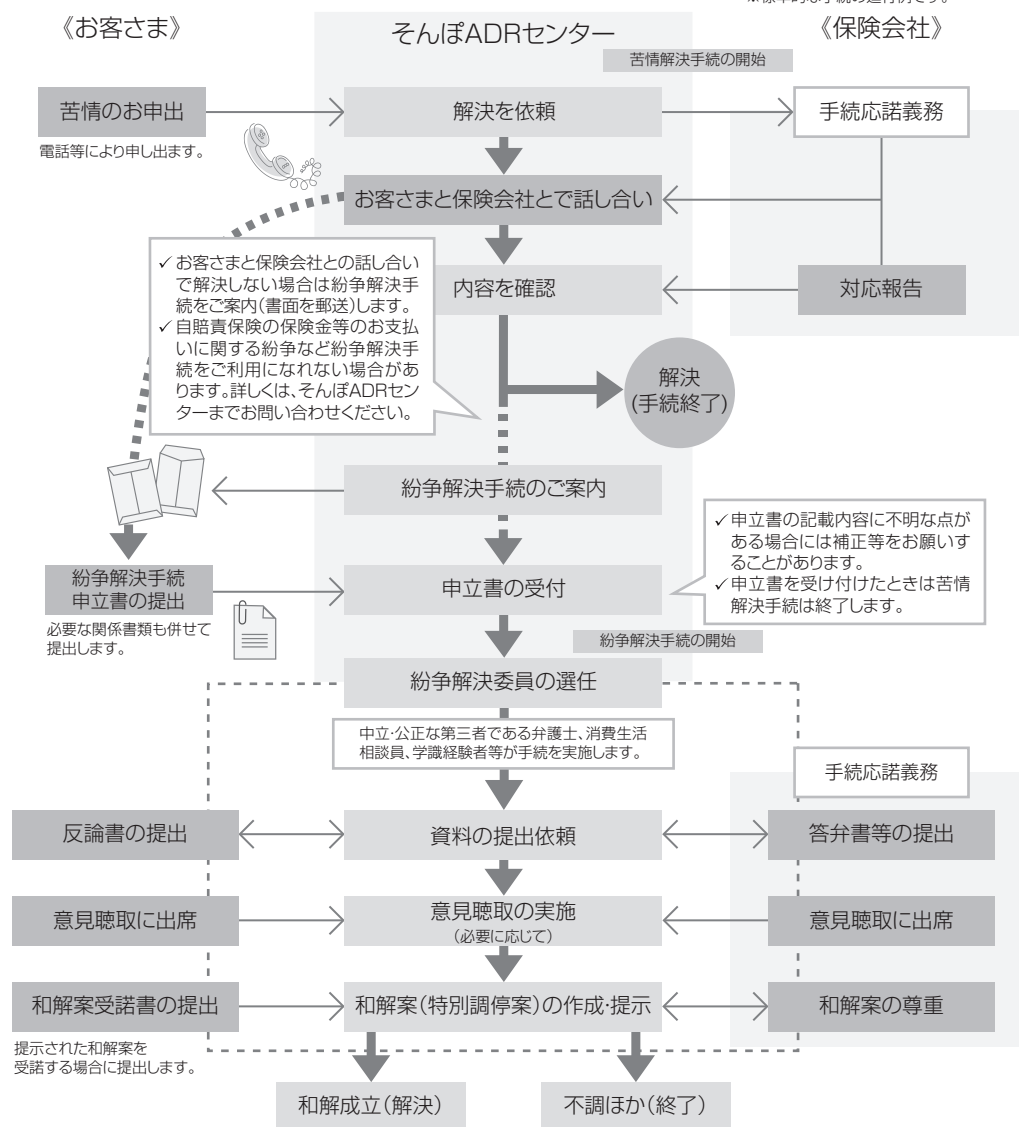
IP電話から 03-4332-5241

（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ

※標準的な手続の進行例です。



保険の仕組み

■ 保険制度

個々に見れば、偶発的に発生している事故であっても、長期間にわたって大量に観察すれば、一定の法則に基づいて発生していることが分かります。これを「大数の法則」といい、保険とは、この法則に基づき、同じリスクにさらされた多くの人が、統計学的に算出された比較的少額の資金（＝保険料）を拠出し、その中で実際に事故が発生して経済的な損害を被った人に対して補償を行う（＝保険金の支払い）相互扶助の制度です。

このように保険は、個人生活や企業活動の経済的安定を図るうえで重要な役割を果たしています。

■ 保険契約の性格

損害保険契約は、保険会社が偶然な一定の事故（保険事故）によって生ずる損害をてん補することを約束し、保険契約者がその報酬（保険料）を支払うことを約束する契約であり、以下のような性格があります。

- ・双務契約（当事者間に相互的な債権・債務の関係が生じ、法律的な対価関係がある契約）であること
- ・有償契約（当事者が互いに経済的な対価を支払う契約）であること
- ・諾成契約（当事者間の申込みと承諾の合意のみで成立する契約）であること

一方、実務的には、保険会社は多数の保険契約を引き受けるにあたり、迅速で正確な処理を要することから、保険契約の申込みに関して定まった様式の保険契約申込書を使用し、引き受けたことの証しとして保険証券または保険引受証を作成して保険契約者に交付します。

■ 保険料率

保険料率は、保険業法に基づいて当社が独自に算出し、金融庁の認可取得または金融庁への届出を行ったうえで適用しています。

■ 再保険

保険会社は、巨額となり得る保険金の支払責任を一社単独で負うことを回避するため、国内外の他の保険会社に対価（＝保険料）を支払うことによって、その責任の一部を肩代わりしてもらうことがあります。この、いわば「保険の保険」を「再保険」といい、一保険会社が単独で引き受けられる契約の量や規模を補うとともに、リスクを平準化し分散させることで、各保険会社の経営の安定に寄与する役割を担っています。

一般に、保険会社がリスクを他の保険会社に転嫁する行為を「出再」、リスクを他の保険会社から引き受ける行為を「受再」といいます。当社は、出再にあたっては、再保険契約の締結により自社の経営の健全性を損なうことがないよう、適切な再保険会社を選定しており、受再にあたっては、再保険契約の収益性とリスクを的確に評価のうえ、適切な引受を行っています。

約款その他について

■ 約款等

保険契約の内容はすべて、それぞれの保険商品ごとに予め定められた約款（普通保険約款）と、これに特約が付帯される場合には該当する特約、さらに商品によっては個々の契約ごとに取り決められる協定書の中に記されています。また、個々の契約ごとに特定が必要な具体的事項（例：保険契約者名、被保険者名、保険期間、保険金額など）は、保険契約申込書に記入された内容をもとに、保険証券や団体契約における加入者証に記載されています。

■ パンフレット等

上記の約款その他の契約書類とは別に、保険の内容についてご理解いただけるよう、パンフレット等を適宜用意して募集にあっています。

■ ご契約に際してご注意いただくこと

ご契約にあたっては、予めその内容について、当社の代理店または社員が、約款、特約、パンフレットや重要事項等説明書などをもとにご説明します。特に、ご契約時やご契約後にお申し出いただくことが義務づけられている事柄（告知義務・通知義務）、保険金をお支払いできない事由、保険金のお支払方法、契約が失効や解除になる場合等については、よくご確認のうえ、ご理解いただきますようお願いいたします。

お申し込みの際には、所定の申込書に必要事項を正確にご記入ください。万一ご記入の内容が事実と異なっている場合には、保険金をお支払いできない場合がありますので、十分ご注意ください。

■ 保険契約のお申込み

保険契約のお申込みは、当社役職員または当社代理店の役職員（ただし、所定の登録を受けた者に限ります。）が承っています。

契約成立後、保険証券を作成し送付いたしますので、お手元に届き次第、記載内容をご確認ください。

クーリング・オフ制度について

保険契約をいったんお申し込みいただいた後にその内容などを再度ご検討された結果、契約を撤回したいとされる場合のために、「クーリング・オフ」（契約撤回請求）の制度が法律上設けられています。この制度は、保険期間が1年を超える個人契約の保険商品に適用され、その場合、保険契約の申込者は、保険契約の申込みをした日または保険会社からクーリング・オフについての説明が記載された書類を受領した日のいずれか遅い日から起算して8日以内であれば、保険会社あてに書面で通知することによって、契約の申込みを撤回または解除することができます。

■ 契約内容の確認に関する取組みの概要

当社は、保険契約をお申し込みいただく際に、ご契約内容に関する重要な事項を「重要事項等説明書」によりご説明するとともに、お客さまがどのような補償内容を望まれているか等、お客さまのご意向を把握しています。

また、把握したお客さまのご意向を踏まえ、締結する保険契約の内容が「お客さまが希望される補償となっているか」、「保険金額、保険期間、保険料、保険料のお支払方法等がお客さまのご希望される内容となっているか」等、お客さまのご意向に沿った内容であることを「ご契約内容確認シート」によりご確認いただいています。

なお、保険期間が1年を超えるお客さまにつきましては、毎年「ご契約内容のお知らせ」をお送りし、ご契約内容の確認・見直しをしていただく機会をご提供しています。

■ 代理店の役割と業務内容

代理店は、保険会社との間で締結した代理店委託契約に基づき、保険会社に代わって、お客さまとの間で保険契約を締結し、保険料を領収することを主な業務としています。

また、お客さまの保険コンサルタントとして、お客さまのさまざまなリスクを把握し、適切な保険商品についての助言や推薦を行ったり、事故が発生した場合の保険金請求の手続きについてアドバイスを行うなどの役割を務めます。

■ 代理店登録

代理店は財務局の登録を要し、加えて、保険募集に従事する役員や使用人についても財務局への届出を要します。

■ 代理店教育

保険募集に従事する者には、保険募集に関する法令や保険契約に関する知識等が求められます。このため、代理店の登録および保険募集従事者の届出にあたっては、一般社団法人日本損害保険協会が実施する「損保一般試験」に合格することを前提要件としているほか、募集開始後も個別指導や教育研修を継続的に行っています。

■ 代理店数

当社の代理店数は、2019年3月31日現在、全国で170店です。

■ 勧誘方針

当社では、保険商品の販売等にあたって、「金融商品の販売等に関する法律」に基づく勧誘方針を以下のとおり定めており、お客さまの視点に立った販売活動に努めています。

1. 商品の販売にあたっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な販売に努めてまいります。
2. お客さまの保険に関する知識、経験、財産の状況および購入目的を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情にそった商品の説明および提供に努めてまいります。
3. お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、分かりやすい説明に努めてまいります。
4. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行うよう常に努力してまいります。
5. 販売・勧誘活動にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯・場所および方法について十分に配慮してまいります。なお、お客さまと直接対面しない保険販売を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客さまにご理解いただけるよう常に努力してまいります。
6. お客さまに関する情報は、業務上必要な範囲で収集・使用するとともに、厳重な管理を行う等、適正に取り扱います。
7. 万一保険事故が発生した場合におきましては、迅速かつ適確な保険金のお支払いに努めてまいります。
8. お客さまのご意見等の収集に努め、その後の商品開発や販売活動等に生かしてまいります。

保険料

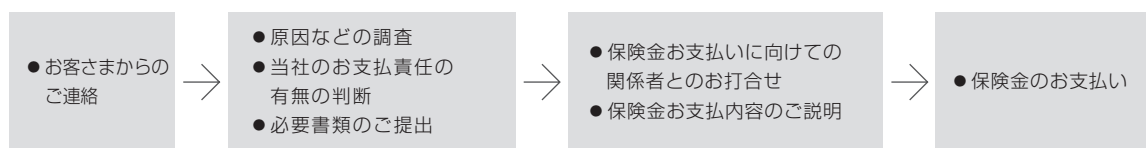
■ 保険料の収受・返戻

- 保険料は、契約締結と同時に支払いいただきます。保険商品によりましては、保険料の分割払いや口座振替、クレジットカード払いなどの便利なお支払方法も選びいただけます。
- 保険のお申込みをいただいた後であっても、保険料をお支払いいただく前に発生した事故においては、保険金をお支払いすることができません。なお、保険料を分割払いされる場合においても、所定の期日までに所定の分割払保険料のお支払いがないと保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。
- 保険期間中に危険（補償の対象となるリスク）の増加や減少が生じた場合には、その内容に応じて、所定の計算に従って、追加保険料をお支払いいただくか、またはすでにお支払いいただいた保険料の一部をお返しいたします。
- 保険契約が失効した場合や解除された場合には、規定に従いすでにお支払いいただいた保険料の中から所定の金額をお返しすることがあります。詳しくは約款などをご確認ください。

保険金のお支払い（LTD、火災・地震保険の場合）

■ 保険金のお支払いまでの流れ

保険金をお支払いするまでの流れは、おおむね次のようになります。



詳しくは、当社のホームページ [<http://www.hitachi-ins.co.jp/>] をご参照ください。

■ 保険金請求についてのご連絡・ご相談について

保険金請求についてのご連絡やご相談は、次の専用窓口で承ります。

		受付時間	TEL
保険金請求についてのご連絡・ご相談	LTD	午前9時～午後5時 ※土日祝日および年末年始を除く	フリーダイヤル：0120-777-970
	火災・地震	24時間365日	フリーダイヤル：0120-777-640

当社は、日立キャピタルグループの一員として、お客さま、株主、代理店、従業員、地域、社会という各ステークホルダーに対する責任を果たすため、健全で透明性が高く牽制機能を備えたコーポレート・ガバナンスの構築に努めています。

1. 取締役（取締役会）・監査役（監査役会）

当社は、重要な経営判断と業務執行を担う取締役（取締役会）と、取締役から独立した監査役（監査役会）により、業務執行の適切性と牽制機能の実効性の確保に努めています。当社の取締役会は、現在、非常勤取締役1名を含む4名の取締役（任期1年）から、監査役会は社外監査役2名を含む3名の監査役から構成されています。

なお、取締役会に次ぐ重要会議として、常勤取締役・常勤監査役・保険計理人・各部長等によって構成される経営会議を設置・運営しています。

2. ERM・コンプライアンス委員会

当社では、戦略的リスク管理経営の実践およびコンプライアンス推進のための組織として、取締役社長を委員長とするERM・コンプライアンス委員会を設置しています。当委員会は、リスク管理・コンプライアンスに関する重要な施策の審議、施策結果の分析・評価等を実施しています。また、リスク管理・コンプライアンスに関し、定期的に取り締り役会に対して報告および提言を行っています。

3. 社内の監査体制

当社は、内部管理態勢の適切性、有効性および実効性を検証するために、他部署から独立した内部監査部を設置しています。内部監査部は、全ての部、委員会等の業務運営について監査を実施し、課題の発見や指摘、改善の提言等を実施しています。また、内部監査結果について定期的に取り締り役会等に報告しています。

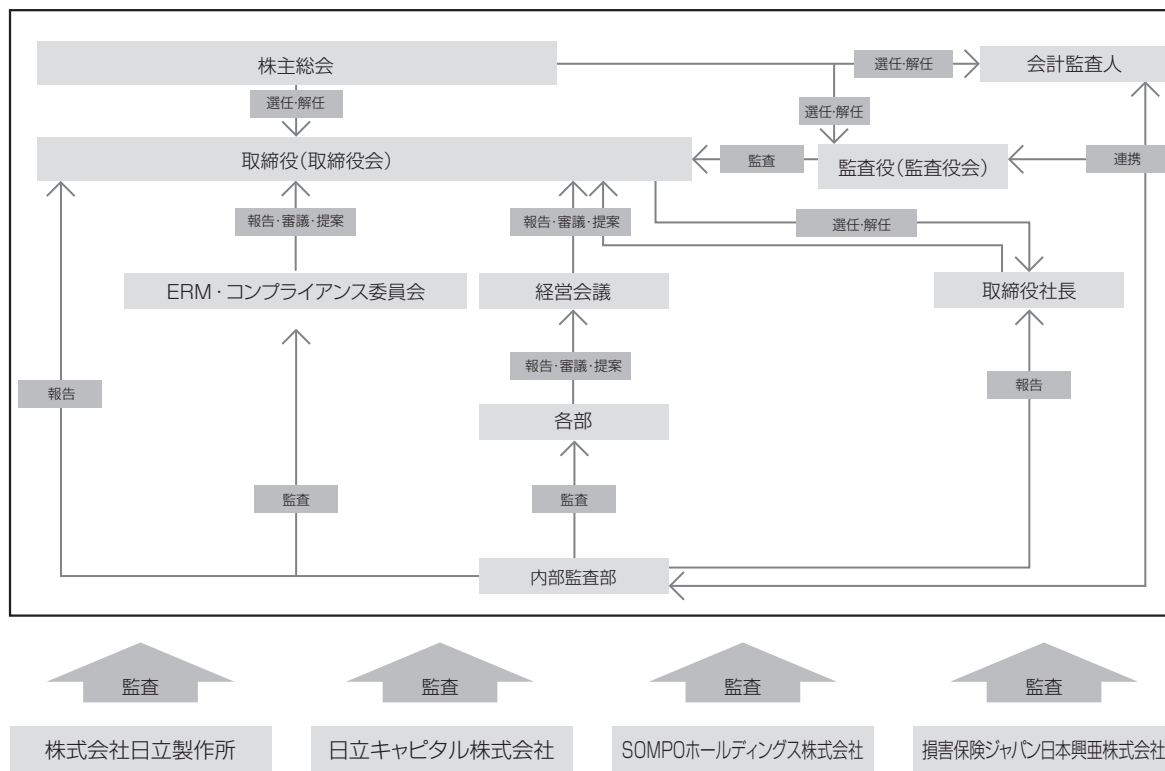
4. 社外の監査・検査体制

当社は、保険業法に基づく金融庁の検査等を受けることになっています。

また、会計に関する事項についてはEY新日本有限責任監査法人が会計監査人として監査にあたっています。

その他、株式会社日立製作所、日立キャピタル株式会社、SOMPOホールディングス株式会社および損害保険ジャパン日本興亜株式会社の監査を受ける体制となっています。

■ コーポレート・ガバナンスの体制



内部統制システムの構築と運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに日立キャピタル株式会社が定めた各種のグループ基本方針に基づき、当社における業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上を図るため、取締役会において下記のとおり内部統制システムの整備に係る決議を行い、本決議に従って内部統制システムを構築・運営しています。また、取締役会付議事項、社長決裁事項等の重要事項の決定に際しては、事前に経営会議、ERM・コンプライアンス委員会等において社長を含めた社内の責任者で協議・検討し、当社業務の適正の確保を図るとともに、監査役は上記委員会等に出席するほか、適宜、取締役等から重要事項の報告を受けています。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(会社法362IV⑥、会社法施行規則100I④)

当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備する。

- (1) 全社的なコンプライアンス推進体制構築のために必要な、組織、規程、マニュアル等の整備・充実を図る。
- (2) コンプライアンス上の問題が発生した場合の報告・内部通報、情報収集、調査・分析、再発防止に関する体制を整備する。
- (3) 反社会的勢力との関係を一切遮断し排除するため、基本方針を定め社内外に宣言するとともに、反社会的勢力に係る不祥事の未然防止と事案発生時の適正な対応を実現することとし、規則・体制等の整備と外部専門機関との連携を強化するなど管理・監視体制を構築する。
- (4) 顧客情報の管理や利益相反の管理を適切に行うなど顧客保護の徹底を図るために必要な管理体制および手続を整備する。
- (5) 当社の内部監査の実効性を確保するために、内部監査部の被監査部署からの独立性、内部監査に係る規程や計画、組織・態勢の整備等に関する事項を定め、これに必要な態勢を整備する。
- (6) 当社業務の適切な運営・管理のための人材を確保・育成し、職能に応じ適正な人員配置を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(会社法施行規則100I①)

- (1) 取締役の職務の執行に係る重要な情報は、社内規則に定めるところにより、書面または電磁的方法により保存し、管理する。
- (2) 取締役および監査役は、職務の執行に係る文書等を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則100I②)

- (1) リスク管理に関する基本的な方針を策定し、適切にリスク管理を行うための組織体制および諸規程の整備を図り、全社的、統合的なリスク管理を推進する。
- (2) 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任部署を定める。
- (3) 大規模自然災害等の発生時には、主要業務の継続および早期復旧に努め、有事における経営基盤の安定と経営基盤の強化を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則100I③)

- (1) 当社は、組織の職務分掌と権限に関する規程を定め、業務上の役割分担に基づく指揮命令系統を通じた効率的な職務執行を実現する。
- (2) 取締役の意思決定の迅速化を図るため、常勤取締役および各部室長等で構成する会社機関を設置し、取締役会への付議事項を含めた重要案件の報告、審議等を行うとともに、情報の共有化と課題認識の共通化を図り、経営陣による業務遂行状況の把握、指導・監督を行う。
- (3) 取締役会において中期的な目標、年度予算を定めて事業推進を図るとともに、進捗状況の把握・管理を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則100I⑤)

当社は、親会社である日立キャピタル株式会社（以下「親会社」という。）が構成する企業グループに属することに留意し、以下に定める方法等により、適正な業務遂行を図るものとする。

- (1) 親会社の内部統制システムの整備に係る取締役会決議に基づき、グループとしての効率的経営による企業価値の最大化と適法性の両立を目指す。
- (2) 日立キャピタルグループの内部統制として、COSOフレームワークに基づく内部統制の適正性および実効性の推進ならびに財務報告の信頼性の確保を図るために必要な規程と組織体制を整備する。
- (3) 親会社から派遣される取締役・監査役を受け入れ、グループ連携の適切性と強化を図る。
- (4) 親会社との取引は、業務上の制約を受けることなく、他取引先と同様の基本契約、市場価格による適正取引を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 (会社法施行規則100Ⅲ①)
 監査役はその職務を補助すべき使用人を選出し、監査業務に必要な事項を命令することができる。
7. 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項および監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
 (会社法施行規則100Ⅲ②③)
 監査役からその職務を補助すべき使用人として、監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の命令に従ってその職務を遂行するものとする。また、その命令に関して、取締役の指示命令に服さない。なお、取締役は、当該使用人に関する人事・処遇を変更する(ただし、重要な内容に限る。)ときは、あらかじめ監査役会の同意を得るものとする。
8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 (会社法施行規則100Ⅲ④)
- (1) 監査役は取締役会に、また常勤監査役は、経営会議、ERM・コンプライアンス委員会、その他の重要な会議にも出席することができる。
 - (2) 取締役は、以下の事項を監査役に遅滞なく報告しなければならない。
 - イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項
 - ロ. 毎月の経営状況として重要な事項
 - ハ. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - ニ. 反社会的取引および反社会的勢力による被害の発生状況
 - ホ. 重大な法令または定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項
 - (3) 取締役および使用人は、監査役から質問等があったときは、監査役会あるいは当該監査役に対し、必要な資料を添えて回答しなければならない。
 - (4) 監査役が取締役の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役は指摘事項への対応の進捗状況を監査役に適宜報告する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 (会社法施行規則100Ⅲ⑤⑥⑦)
- (1) 監査役は、取締役または使用人に対し、監査業務に必要な事項に関してヒアリングを実施し、必要な資料の提出を命令し、または閲覧することができる。
 - (2) 監査役は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告書を受領するとともに、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。
 - (3) 監査役は、取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換を実施することができる。
 - (4) 監査役に報告をした取締役、使用人等に対して、当該報告をしたことを理由として不利となる取扱いをしないものとする。
 - (5) 監査役の職務の執行について生ずる費用については、明らかに必要でないと認められる場合を除き、速やかに支払うものとする。また、監査役の活動に必要な費用を予算化し、予算枠の範囲外の費用についても、明らかに必要でないと認められる場合を除き、随時支払うものとする。

コンプライアンス(法令等の遵守)への取組み

保険会社は、高い社会性・公共性を有し、健全かつ適切な事業運営を通じて広く経済の発展に貢献していくという社会的責務を負っており、加えて、自己責任に則した厳正な企業姿勢が求められています。当社では、社会やステークホルダーの皆様からの期待と信頼にお応えするために、コンプライアンス(法令等の遵守)を最重要の経営課題のひとつと位置づけ、役職員の行動規範として「コンプライアンス宣言」を公表しています。また、社内では「コンプライアンスに関する基本方針」に基づきコンプライアンスに関する規程類を整備するとともに、ERM・コンプライアンス委員会の設置・運営、リスクマネジメント・コンプライアンスプログラムの策定・実行により、コンプライアンス推進に取り組んでいます。

■ コンプライアンス宣言

- ◎日立キャピタル損害保険の全役職員は、すべての業務の前提として、法令等を遵守する。
- ◎「法令や社内ルールに反することはない」と、断言できる企業になる。
- ◎その上で、保険会社としての信頼を得ることで、保険業界の中で確固たる地位を築いていく。
- ◎保険会社に求められる公共的使命を理解し、社会的責任を果たしていく。
- ◎これらのことが日立キャピタル損害保険を強くし、日立キャピタル損害保険の基盤を万全にしていくものと確信する。

■ コンプライアンスに関する基本方針の概要

当社では、業務の全般にわたるコンプライアンス態勢を構築するため、経営方針に則ったコンプライアンスに関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を定めています。基本方針の概要は以下のとおりです。

1. 業務執行方針

- (1) コンプライアンスの徹底が、当社の信頼の維持、業務の健全性および適切性の確保のため必要不可欠であることを十分に認識し、業務の適正な運営に万全を期します。
- (2) モニタリング等に基づき当社のコンプライアンスの課題・問題点を的確に認識し、適正なコンプライアンス態勢の整備・確立に向けた具体的な方策を検討・実施します。
- (3) コンプライアンスの状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、基本方針の有効性を検証し、定期的にまたは必要に応じて随時に見直します。

2. 規程等の整備

- (1) コンプライアンスに関する役職員の心構えを明らかにするため、「コンプライアンス宣言」を定め周知します。
- (2) コンプライアンス統括部門は、この基本方針に則り、コンプライアンスに関する規程を策定し、社内に周知します。
- (3) コンプライアンスの徹底を実現させるために、コンプライアンス・マニュアルおよびリスクマネジメント・コンプライアンスプログラムを策定し社内に周知します。

3. 組織・態勢の整備

- (1) コンプライアンス統括部門は、その牽制機能が確保されるよう営業推進部門等から独立させます。
- (2) コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス関連情報を一元的に収集、管理、分析、検討し、その結果に基づき適時に適切な措置・方策を講じます。
- (3) コンプライアンス統括部門は、社内および募集人に対し、法令、規程およびマニュアル等を遵守させる態勢を整備しコンプライアンスの実効性を確保します。
- (4) コンプライアンス実現のため、各部署にコンプライアンス・リーダーを配置します。
- (5) インサイダー取引の防止、利益相反の管理等のため、必要に応じて業務隔壁や情報の遮断措置を設置します。

■ ERM・コンプライアンス委員会

コンプライアンスを推進するため、取締役会直属の組織として、取締役社長を委員長としたERM・コンプライアンス委員会を設置しています。ERM・コンプライアンス委員会では、次の事項を審議しています。またリスク管理・コンプライアンスに関し、定期的に取り締役に對して報告および提言を行っています。

- ・コンプライアンスに関する重要な規程の新設・改廃に関する事項
- ・リスクマネジメント・コンプライアンスプログラムの策定・改廃に関する事項
- ・その他取締役会への報告・付議事項

■ リスクマネジメント・コンプライアンスプログラム

取締役会はリスクマネジメントおよびコンプライアンスの具体的な実践計画であるリスクマネジメント・コンプライアンスプログラムを策定しています。その内容を全役職員が共有し、リスクマネジメント・コンプライアンスプログラムに基づいて社内の部署ごとに計画を策定し、それぞれの組織におけるコンプライアンス推進を図っています。また、その進捗管理はERM・コンプライアンス委員会が行っています。

■ コンプライアンス・マニュアル

役職員が遵守すべき法令・社内規程・ルール等の解説、コンプライアンスを推進するための体制・仕組み、問題が発生した場合の対応等をコンプライアンス・マニュアルとしてまとめ、全役職員に社内ネットワークで提供し、社内研修・勉強会等に活用しています。

また、代理店が日々の保険募集業務を適切に行うための手引書として、「代理店ハンドブック《コンプライアンス・マニュアル》」を作成し、全代理店に配布しています。

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）」その他の法令、ガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

* 特定個人情報以外の個人情報の取扱いについては、下記「第1 個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

* 特定個人情報の取扱いについては、下記「第2 特定個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

第1 個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

主な取得方法：

- ① 保険契約申込書等、保険契約に係る書面
- ② 保険金請求書等、保険金支払いに係る書面
- ③ インターネット等による資料請求依頼

(2) 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記(6)に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、ホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- ① 当社が取り扱う商品の販売・サービス（損害保険業およびこれらに付帯・関連するサービス）（※）の案内・提供（契約の引受審査、維持・管理、保険金支払時の査定業務を含みます。）を行うため。
- ② 他の事業者から個人情報（個人データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。
- ③ 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究のため。
- ④ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

（※）一個人情報の利用目的一をご覧ください。

当社は、当社からの商品・サービスに関するダイレクトメールの送付について、ご本人からの中止の申出があった場合は、利用を中止いたします。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象となりません。

(3) 個人情報に関する本人同意

- ① 個人情報を取得する場合は、ご本人の同意を、原則として書面により得るものとします。
- ② ご本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人および被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生じる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得るものとします。
- ③ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、あらかじめご本人の同意を得るものとします。

(4) 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

- ① 当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
 - ・ 法令に基づく場合
 - ・ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
 - ・ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
 - ・ 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
 - ・ 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合（下記(5) 個人データの取扱いの委託をご覧ください。）
 - ・ 一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社等の間で共同利用を行う場合（下記(6) 情報交換制度等をご覧ください。）
- ② 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

(5) 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取扱いを委託しています。

- ・ 保険契約の募集に関わる業務（保険料口座振替業務、保険証券等の発送業務等）
- ・ 保険金支払い時の損害調査に関わる業務
- ・ 情報システムの保守・運用に関わる業務

(6) 情報交換制度等

① 損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為の排除を行うため、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp>) または損害保険料率算出機構のホームページ (<http://www.giroj.or.jp>) をご覧ください。また、下記お問い合わせ先までお問合せください。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電話 03-3255-1470 (受付時間: 午前9時~午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く)

URL <http://www.sonpo.or.jp>

損害保険料率算出機構 総合企画部 個人情報相談窓口

所在地 〒163-1029 東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー29階

電話 03-6758-1300 (受付時間: 午前9時~午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く)

URL <https://www.giroj.or.jp/>

② 代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社等との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp>) をご覧ください。

(7) 信用情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関 (資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集および保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。) から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

(8) センシティブ情報のお取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報 (本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。) を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(9) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店または店頭にお問い合わせください。また事故に関するご照会については保険証券に記載の事故相談窓口にお問い合わせください。当社は、ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

(10) 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記 (13) のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

(11) 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

また、当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

安全管理措置に関するご質問については、下記 (13) のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

(12) 匿名加工情報の取扱い

① 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

② 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

(13) お問い合わせ窓口

当社は、個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に利用停止等に応じます。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象とはなりません。

当社の個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いや、保有個人データ、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報に関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

日立キャピタル損害保険株式会社 お客様相談室

所在地 〒102-0073 東京都千代田区九段北1-8-10 住友不動産九段ビル11階

電話 0120-777-970（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く）

URL <http://www.hitachi-ins.co.jp>

(14) 認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADR センター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電話 03-3255-1470（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く）

URL <http://www.sonpo.or.jp>

第2 特定個人情報の取扱いについて

特定個人情報とは個人番号をその内容に含む個人情報のことをいいます。

(1) 特定個人情報の適正な取得

当社は、適法かつ公正な手段によりお客さまの特定個人情報を取得します。また、法令で定められた場合を除き、特定個人情報の提供を求めることはありません。

(2) 特定個人情報の取扱い、利用の範囲

当社では、取得した特定個人情報を法令で限定された利用範囲内でのみ取扱いします。当社における利用の範囲は以下のとおりであり、その範囲外で、取得、利用または第三者提供を行うことはありません。

(ア) 法令に定められた以下の個人番号関係事務を行う場合

- ① 保険取引に関する支払調書等の作成事務
- ② 報酬・料金等、不動産使用料、不動産等の譲受け対価の支払調書作成事務
- ③ 役員（含む扶養家族）の所得の源泉徴収票作成事務、雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金、国民年金の各種届出等の事務

(イ) 法令に基づき、以下の場合に利用を行うことがあります。

- ① 激甚災害時等に金銭の支払を行う場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合

(3) 特定個人情報取扱いの委託

当社は、個人番号関係事務の一部を他の事業者に委託することがあります。特定個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

(4) 安全管理措置に関する事項

当社は、特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、特定個人情報の安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

(5) お問い合わせ窓口

当社の特定個人情報の取扱いに関するご質問等につきましては、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

日立キャピタル損害保険株式会社 お客様相談室

所在地 〒102-0073 東京都千代田区九段北1-8-10 住友不動産九段ビル11階

電話 0120-777-970 (受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く)

URL <http://www.hitachi-ins.co.jp>

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADR センター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電話 03-3255-1470 (受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く)

URL <http://www.sonpo.or.jp>

「個人情報の利用目的」

当社は、P.17「個人情報保護宣言」の(2)に掲げる利用目的を含め、以下の目的のために個人情報の取得・利用・提供を行います。

(1) 契約情報

- 損害保険契約の申込みに係る保険契約の引受審査、引受の判断
- 損害保険契約の締結、保険料等の取受及び契約の履行
- 損害保険契約に付帯するサービスの提供
- ご本人かどうかの確認
- 再保険契約の締結や再保険金等の受領、およびそれらのために再保険会社等に個人情報の提供を行うこと (再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含む)
- 保険制度の健全な運営のために、一般社団法人 日本損害保険協会、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者からの提供を受けること

(2) 事故情報

- 損害保険契約の保険金請求に係る保険事故の調査 (関係先への照会等を含む)
- 損害保険契約の保険金等の支払いの判断・手続き、その他契約の履行・管理
- 保険事故に係る各種付帯サービスの案内または提供
- 再保険契約の締結や再保険金等の受領、およびそれらのために再保険会社等に個人情報の提供を行うこと (再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含む)
- 保険制度の健全な運営のために、一般社団法人 日本損害保険協会、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者からの提供を受けること

(3) その他

- 当社が取扱う金融商品、および各種サービスの案内、または提供
- 損害保険商品等の金融商品、各種サービスの代理、媒介、取次
- 各種イベント・キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
- 新たな商品・サービスの開発のための市場調査、データ分析ならびにアンケートの実施
- 問い合わせ・依頼等への対応
- 当社が有する債権の回収
- 保険契約の締結又は保険金の請求に際して行われる不正行為の排除、ならびに損害保険代理店への適切な委託・監督を行うための、損害保険会社等との間の共同利用
- 当社が、上記(1)、(2)および(3)の業務のために、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供を行い、またはこれらのものから提供を受けること
- 他の事業者から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等における、委託された業務の適切な遂行
- お客様とのお取引を適切かつ円滑にするための利用・提供

当社は、当社からの商品・サービスに関するダイレクトメールの送付について、ご本人からの中止の申出があった場合は、利用を中止いたします。

利益相反管理方針

当社は、当社または当社グループ金融機関が行う取引によってお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれがある取引を管理します。

1. 対象取引および特定方法

(1) 対象取引

「利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）」とは、当社または当社グループ金融機関が行う取引のうち、「お客さまの利益を不当に害するおそれがある取引」をいいます。

なお、「お客さま」とは、当社または当社グループ金融機関とすでに取引関係にある、または取引関係に入る可能性のあるお客さまをいいます。また、当社グループ金融機関とは、当社の関連会社のうち、別表に掲げる金融商品取引業者等に該当する会社をいいます。

(2) 対象取引の類型および特定方法

①対象取引の類型

対象取引には次に掲げるような類型があります。

- お客さまの利益と当社または当社グループ金融機関の利益が相反する取引
- お客さまの利益と当社または当社グループ金融機関の他のお客さまの利益が相反する取引

②特定方法

対象取引に該当するか否かの特定については、個別事情を総合的に考慮のうえ特定します。

2. 対象取引の管理方法

対象取引に該当する取引を認識した場合、当該取引に関して次に掲げる方法その他の方法による措置を講じて、お客さまの保護を適切に行うよう管理します。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門間で当該取引に係る情報について遮断を行う方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する、もしくは提供する役務を限定する方法
- (3) 対象取引または当該お客さまとの取引を回避する方法
- (4) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示し同意を取得する方法

3. 利益相反管理態勢

当社は、利益相反管理部署および利益相反管理責任者を設置し、対象取引の特定および管理を統括するとともに、利益相反管理態勢の検証および改善ならびに利益相反管理に関する教育・研修を行います。

【別表】 グループ金融機関

1. 日立キャピタル株式会社
2. 日立キャピタル信託株式会社
3. 積水リース株式会社

反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、健全な企業経営を実現するため、以下のとおり基本方針を定めています。

1. 取引を含めた関係遮断

反社会的勢力の不当要求等に対して毅然と対応する。また、反社会的勢力との関係を遮断する取組みを行う。

2. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して不祥事件等を隠ぺいするような裏取引は絶対に行わない。また、いかなる理由があっても反社会的勢力に対する資金提供は行わない。

3. 外部専門機関との連携

反社会的勢力を排除するために、平素から、警察、弁護士、暴力団追放運動推進センター等の外部機関と綿密に連携する。

4. 組織としての対応

反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せずに、経営陣以下組織として対応するとともに、役員等々の安全を確保する。

5. 有事における民事と刑事の法的対応

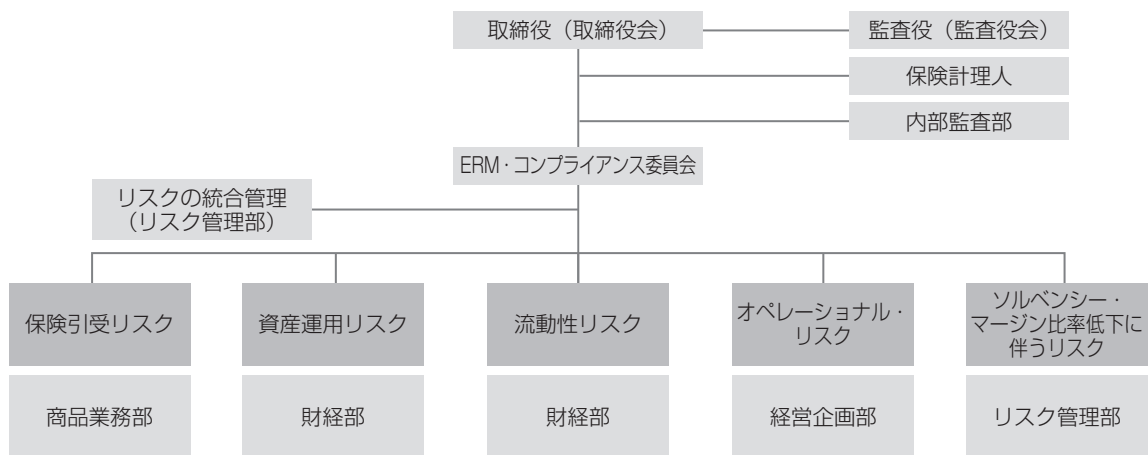
反社会的勢力による不当要求がなされた場合等には、積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講じるとともに、刑事事件化を躊躇しない。

戦略的リスク管理経営（ERM）

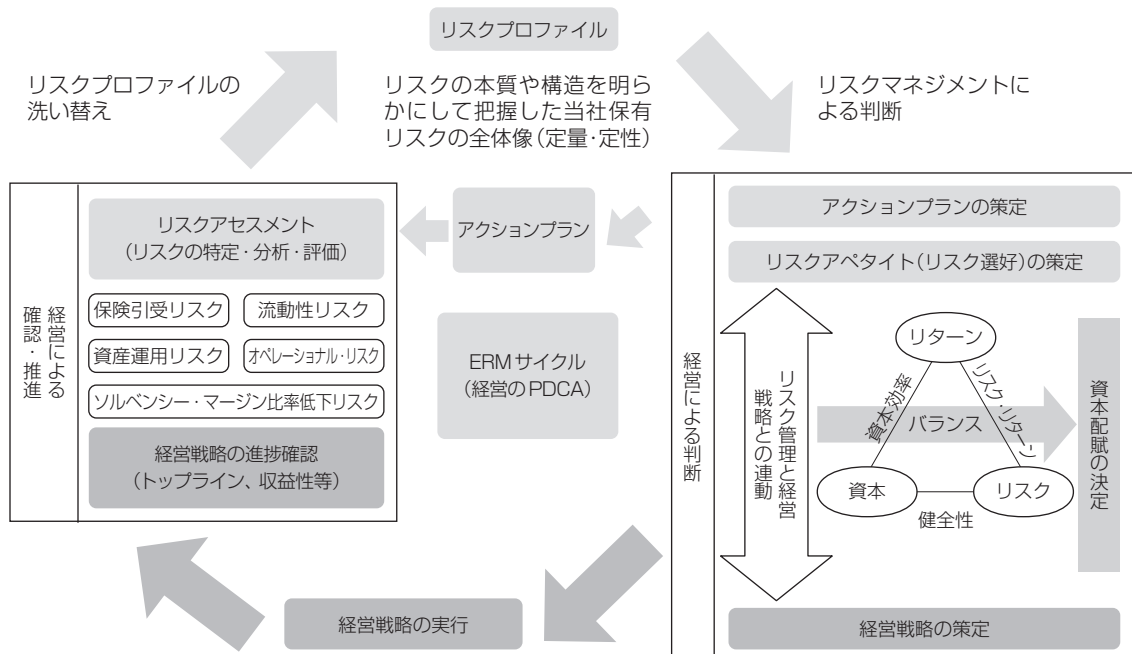
当社は、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、当社の企業価値の最大化を図ることを目的とした「戦略的リスク管理経営（ERM）」の実践に取り組んでいます。

- 当社では、取締役社長を委員長とするERM・コンプライアンス委員会を設置しています。ERM・コンプライアンス委員会は、経営の健全性・適切性の確保、企業価値の最大化を目的として、リスク管理に関する重要な施策を審議するとともに、施策結果の分析・評価を行い、常にリスク管理の高度化を図る役割を担っています。
- 取締役会は「ERM基本方針」「ERM規則」「ERM・コンプライアンス委員会規則」や資本配賦等のリスクテイクに関する計画を策定するとともに、ERM・コンプライアンス委員会からリスクの状況について報告を受け、これに基づき必要な指示を行います。
- 当社では、定期的なリスクの洗い出しを行い、リスクマップとして取りまとめたうえで、経営に重大な影響をおよぼす可能性のあるリスク（重要リスク）を選定しています。
- 取締役会は、リスクマネジメント・コンプライアンスの具体的な実践計画であるリスクマネジメント・コンプライアンスプログラムを策定しています。ERM・コンプライアンス委員会は、このプログラムに基づく重要リスクへの取組状況をモニタリングしたうえで、取締役会に報告しています。
- 管理対象とすべきリスクを「保険引受リスク」「資産運用リスク」「流動性リスク」「オペレーショナル・リスク」「ソルベンシー・マージン比率低下に伴うリスク」に分類し、それぞれのリスクの管理を担当する部署を定め、各リスクの主管部署において定量・定性両面からリスクの把握、分析・評価、コントロールを行っています。
- 統合リスク管理を担当する部署を定め、保険引受リスク、資産運用リスクおよびオペレーショナル・リスクを対象に、統計的確率モデル等合理的な手法により算出された会社全体の統合リスク量を測定し、年初に定めたリスクテイクの上限額内に収まっていることをモニタリングしています。
- リスク計量化手法の限界を補うとともに、将来の不利益が財務の健全性に与える影響をチェックし、必要に応じて追加的に経営上または財務上の対応をとってゆくことを目的としてシナリオ・ストレス・テストおよびリバース・ストレス・テストを実施しています。

ERMに関する組織体制



ERMサイクル（経営のPDCA）



■ 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生状況等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。

- ・当社では、各保険商品（種目）毎に安定的な保険金支払が可能となるような適切な商品の開発・保険料率の設定を行うとともに、所定の引受基準に基づき保険引受を行っています。また、保有基準を設定し、これを超過する契約の保有または再保険の手配については、ERM・コンプライアンス委員会で審議を行い、過度なリスク集中の回避に努めています。
- ・再保険契約においては、再保険会社の倒産などによる再保険金回収不能や過度の受再取引による巨額損失の責任負担等が発生する事態が考えられます。当社では、このような事態を防止するために、再保険規程を定め、再保険取引によるリスクを適切に管理するよう努めています。なお、台風などの風水災害リスクについては、ひとたび発生すると巨額の保険金支払責任を負う可能性があるため、その大部分について比例再保険を手配しています。

■ 資産運用リスク

資産運用リスクとは、株価・金利・為替などの市場の相場が変動すること、または与信先の破綻などにより保有する資産の価値が減少し、損失を被るリスクをいいます。

- ・当社の運用資産は、公社債を中心に構成されており、投資案件の信用格付、時価等の情報収集に努め、早期に資産の劣化を検出して健全性の確保に努めるとともに資産の自己査定を行い、適正な引当を行っています。
- ・金利リスクについては、統計的な手法に基づきリスク量を測定するほか、定期的にストレステストを実施することにより厳正なリスクの把握に努めています。

■ 流動性リスク

流動性リスクとは、自然災害等巨大災害の発生に伴う巨額の保険金支払等によって資金繰りが悪化し、通常よりも著しく不利な価格で資産売却せざるを得なくなるリスクや、市場の混乱等により取引ができなかったり、著しく不利な価格での取引を余儀なくされるリスクをいいます。

- ・当社では、流動性リスクへの対応策として、流動性リスクに関わる諸情報の収集・分析を行い、手元流動性の状況を把握するとともに、流動性確保等の資金繰り管理、再保険回収にかかるリスクの管理を行っています。

■ オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員および保険募集人の活動、システムが不適切であること等により当社が損失・損害を被るリスクをいいます。

- ・当社は、オペレーショナル・リスクをさらに事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスクに分類し、それぞれのリスクに対して管理担当部署、またそれらを統括する主管部署を定めて、リスクの軽減および損失の最小化に努めています。

■ ソルベンシー・マージン比率低下に伴うリスク

ソルベンシー・マージン比率低下に伴うリスクとは、ソルベンシー・マージン比率の低下の結果、経済的価値もしくはブランド等の無形的な価値が変動または毀損することにより、損失を被るリスクをいいます。

- ・当社は経営戦略・経営計画とソルベンシー・マージン比率との整合性に留意しつつ、中長期的な観点から経営の健全性が損なわれることのないようリスクを適切に管理しています。

健全な保険数理に基づく 責任準備金の確認についての合理性および妥当性

長期の第三分野保険（長期就業不能所得補償保険）については、ストレステストおよび負債十分性テストを実施することで責任準備金の積み立ての適切性を確保しています。

ストレステストでは、予め設定されている予定事故発生率が十分なリスクをカバーしているかを確認します。具体的には、実績の保険事故発生率等に基づいて将来10年間の発生率に関するリスクを99.0%の確率でカバーすることができない場合、その不足額を危険準備金Ⅳとして積み立てます。また、リスクの97.7%をカバーすることができない場合、さらに負債十分性テストを実施し、追加して責任準備金を積み立てることの要否を検討します。

当社では、詳細な実施手続きを社内規程に定めており、それに基づき合理的かつ妥当なストレステストを実施していません。

ストレステストの結果、2018年度は、十分なリスクをカバーしていることが確認されたため、危険準備金Ⅳおよび追加責任準備金の積み立ては行っていません。

2. 会社の主要な業務に関する事項

■ 2018年度の事業の概況	25
■ 主要な業務の状況を示す指標の推移	25
■ 業務の状況を示す指標および保険契約に関する指標	26
■ 経理に関する指標	29
■ 資産運用に関する指標	32
■ 特別勘定に関する指標	36
■ 責任準備金の残高	36
■ 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）	36
■ 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	36



2018年度の事業の概況

会社の主要な
業務に関する事項

2018年度のがわ国経済は、堅調な所得・雇用環境の改善を背景に、緩やかな回復基調をたどっています。この様な状況の下、当社は、収入保険料の拡大と経営基盤の拡充を図りつつ、ガバナンスの強化等、業務改革に引き続き努めてまいりました。

当期の元受正味保険料は4,552百万円となり、前期に比べて626百万円、15.9%増収いたしました。元受正味保険料に受再正味保険料を加え、出再正味保険料を差し引いた正味収入保険料は、前期に比べて692百万円、18.0%増収し、4,534百万円となりました。

当期の正味支払保険金は984百万円となり、前期に比べて46百万円、5.0%増加いたしました。正味損害率は25.0%となり、前期より3.2ポイント減少いたしました。

回収再保険見込額と既発生未報告損害に対する支払備金を加減した正味支払備金は、240百万円の繰入となり、責任準備金は、243百万円の繰入となりました。

営業費及び一般管理費につきましては、前期に比べて131百万円増加し、1,434百万円となりました。また、資産運用収益は、安全性と流動性を優先し、国債等の債券を中心に運用した結果、15百万円となりました。

以上の結果、経常利益は547百万円となり、特別損失、法人税等を加減算した結果、当期純利益は382百万円となりました。

今後の課題といたしましては、引き続き、傷害保険事業における事業基盤の拡大、安定化とともに、信用保険事業の更なる拡大により、企業収益の向上を目指すとともに、常にお客さまの視点に立ち、企業の社会的責任を自覚し、企業倫理の実践により、皆様から信頼される会社を目指してまいります。

主要な業務の状況を示す指標の推移

(単位：百万円)

項目 \ 年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	3,707	3,654	3,708	3,934	4,564
経常利益	529	553	407	491	547
当期純利益	292	314	865	160	382
資本金 (発行済株式総数)	6,200 (156,000株)	6,200 (156,000株)	6,200 (156,000株)	6,200 (156,000株)	6,200 (156,000株)
純資産額	5,314	5,638	6,494	6,645	7,033
総資産額 (積立勘定として経理された資産額)	13,189 (-)	13,865 (-)	14,869 (-)	15,636 (-)	16,421 (-)
責任準備金残高	3,082	3,056	3,397	3,682	3,926
貸付金残高	180	180	180	180	181
有価証券残高	5,582	4,817	4,697	4,784	5,673
ソルベンシー・マージン比率	2,456.3%	2,645.7%	3,094.9%	3,032.0%	2,781.5%
配当性向	-	-	-	-	-
従業員数	99名	95名	84名	90名	89名
正味収入保険料	3,667	3,594	3,653	3,841	4,534

業務の状況を示す指標および保険契約に関する指標

■ 正味収入保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2016年度	2017年度	2018年度
火災		0	0	0
傷害		3,040	3,212	3,740
信用		613	624	769
費用・利益		-	4	24
合計		3,653	3,841	4,534

(注) 正味収入保険料 = 元受正味保険料 + 受再正味保険料 - 出再正味保険料

■ 元受正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2016年度	2017年度	2018年度
火災		61	67	65
傷害		3,044	3,216	3,744
信用		622	638	719
費用・利益		-	4	24
合計		3,727	3,926	4,552

(注) 元受正味保険料 = 元受保険料 - (元受解約返戻金 + 元受その他返戻金)

■ 受再正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2016年度	2017年度	2018年度
火災		0	0	0
傷害		0	0	0
信用		-	-	87
費用・利益		-	-	-
合計		0	0	87

(注) 受再正味保険料 = 受再保険料 - (受再解約返戻金 + 受再その他返戻金)

■ 出再正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2016年度	2017年度	2018年度
火災		61	67	65
傷害		4	4	3
信用		9	13	36
費用・利益		-	-	-
合計		74	85	105

(注) 出再正味保険料 = 出再保険料 - (再保険返戻金 + その他再保険収入)

■ 解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年度	2016年度	2017年度	2018年度
火災		6	3	7
傷害		2	0	1
信用		-	11	-
費用・利益		-	-	-
合計		8	15	8

(注) 解約返戻金 = 元受解約返戻金 + 受再解約返戻金

■ 保険引受利益

(単位：百万円)

種目	年度	2016年度	2017年度	2018年度
火災		△27	△32	△30
傷害		190	352	243
信用		238	165	320
費用・利益		△24	△17	△11
合計		376	467	521

(注) 保険引受利益 = 保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費及び一般管理費 ± その他収支

■ 正味支払保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2016年度	2017年度	2018年度
火災		2	0	1
傷害		796	875	858
信用		129	61	112
費用・利益		-	-	12
合計		929	937	984

(注) 正味支払保険金 = 元受正味保険金 + 受再正味保険金 - 出再正味保険金

■ 元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2016年度	2017年度	2018年度
火災		21	7	22
傷害		765	851	838
信用		129	61	103
費用・利益		-	-	12
合計		917	920	977

(注) 元受正味保険金 = 元受保険金 - 元受保険金戻入

■ 受再正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2016年度	2017年度	2018年度
火災		2	-	0
傷害		35	26	24
信用		-	-	8
費用・利益		-	-	-
合計		38	26	33

(注) 受再正味保険金 = 受再保険金 - 受再保険金戻入

■ 出再正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2016年度	2017年度	2018年度
火災		21	7	22
傷害		4	2	4
信用		-	-	-
費用・利益		-	-	-
合計		25	9	26

(注) 出再正味保険金 = 出再保険金 - 再保険金割戻

■ 1人当たり保険料

(単位：百万円)

区分	年度	2016年度	2017年度	2018年度
従業員1人当たり元受正味保険料		44	43	51

(注) 従業員1人当たり元受正味保険料 = 元受正味保険料 ÷ 従業員数

■ 契約者配当金の額

該当事項はありません。

■ 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	年度	2016年度			2017年度			2018年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災		5,515.6	9,924.5	15,440.1	6,157.5	21,086.3	27,243.8	11,880.5	37,347.0	49,227.5
傷害		31.4	52.2	83.6	31.1	56.7	87.8	26.3	55.6	81.9
信用		26.0	32.2	58.2	11.8	32.2	44.1	16.4	35.5	51.9
費用・利益		-	-	-	25.9	407.7	433.6	55.1	84.4	139.5
合計		30.9	50.0	80.9	28.2	53.8	82.0	25.0	52.9	77.8

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

■ 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	年度	2016年度			2017年度			2018年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災		25.3	21.4	46.7	11.8	32.6	44.4	42.1	28.7	70.8
傷害		34.4	54.2	88.7	28.8	58.5	87.3	34.7	59.3	94.0
信用		18.8	39.3	58.1	21.8	39.1	60.9	17.8	35.9	53.7
費用・利益		—	—	—	—	—	—	55.9	85.5	141.4
合計		32.1	52.0	84.0	27.5	55.7	83.1	31.9	54.7	86.6

(注) 1.地震保険に係る金額を除いて記載しています。

2.発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料

3.事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料

4.合算率=発生損害率+事業費率

5.出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額

6.出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

■ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

区分	年度	2016年度	2017年度	2018年度
		国内契約	100.0	100.0
海外契約		—	—	—

(注) 収入保険料(元受正味保険料と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

■ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

年度	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合(%)
2017年度	1	100.0
2018年度	1	100.0

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。

■ 出再保険料の格付ごとの割合

(単位：%)

格付区分	A以上	BBB以上	その他(格付なし・不明・BB以下)	合計
2017年度	—	—	—	—
2018年度	—	—	—	—

(注) プール出再を除き、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者の該当はありません。

■ 未収再保険金

(単位：百万円)

種目計	年度	2016年度	2017年度	2018年度
1 年度開始時の未収再保険金		6	4	0
2 当該年度に回収できる事由が発生した額		17	9	23
3 当該年度回収等		18	12	19
4 年度末の未収再保険金(1+2-3)		4	0	4

(注) 地震保険に係る金額を除いています。

経理に関する指標

会社の主要な
業務に関する事項

■ 支払備金

(単位：百万円)

年度	2016年度末	2017年度末	2018年度末
火災	0	0	0
傷害	4,430	4,329	4,554
信用	106	146	160
費用・利益	—	—	0
合計	4,537	4,475	4,715

■ 責任準備金

(単位：百万円)

年度	2016年度末	2017年度末	2018年度末
火災	58	56	55
傷害	2,476	2,616	2,823
信用	861	1,005	1,040
費用・利益	0	4	6
合計	3,397	3,682	3,926

■ 責任準備金積立水準

区分	年度	2017年度末	2018年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率		100.0%	100.0%

- (注) 1.積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
- 2.保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
- 3.積立率 = (実際に積立している普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)～(3)の合計額)
- (1)標準責任準備金対象契約に係る1996年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2)標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3)2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

■ 引当金明細表

(単位：百万円)

区分	2016年度		2017年度		2018年度				摘要
	増減額	期末残高	増減額	期末残高	増加額	減少額		期末残高	
						目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	△6	－	－	－	－	－	－	
	個別貸倒引当金	△0	0	△0	－	－	－	－	
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	－	－	－	－	
	計	△6	0	△0	－	－	－	－	
賞与引当金	△9	63	10	73	83	73	－	83	
システム損失引当金	－	－	150	150	－	－	－	150	
価格変動準備金	0	6	0	7	1	－	－	8	

(注) 退職給付引当金に関する事項は、P.40に記載しています。

■ 貸付金償却の額

該当事項はありません。

■ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	42百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額はありません。

■ 事業費（含む損害調査費）

(単位：百万円)

区分	2016年度	2017年度	2018年度
人件費	793	846	890
物件費	515	577	663
税金・拠出金	22	24	27
負担金	－	－	－
諸手数料及び集金費	699	771	967
合計	2,031	2,219	2,548

(注) 1.金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」ならびに「諸手数料及び集金費」の合計額です。
2.負担金は保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

■ 減価償却費明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2018年度償却額	償却累計額	2018年度末残高	償却累計率
有形固定資産	80	5	26	53	33.1%
（建物）	(38)	(2)	(18)	(19)	(49.0%)
（その他の有形固定資産）	(41)	(2)	(7)	(34)	(18.4%)
無形固定資産	192	11	176	16	91.7%
合計	273	16	203	69	74.4%

資産運用に関する指標

■ 資産運用方針

当社は、将来の保険金支払等に備えるべく、安全性・流動性の確保を第一とし、保険種目に応じた負債特性を考慮した資産運用を行っています。また、リスク管理にも十分留意した資産運用を行っています。

■ 現金および預貯金

(単位：百万円)

区分	年度	2016年度末	2017年度末	2018年度末
現金		－	－	－
預貯金		8,482	9,138	9,117
（郵便振替・郵便貯金）		(0)	(0)	(0)
（当座預金）		(－)	(－)	(－)
（普通預金）		(5,982)	(6,637)	(8,117)
（通知預金）		(－)	(－)	(－)
（定期預金）		(2,500)	(2,500)	(1,000)
合計		8,482	9,138	9,117

■ 資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	年度	2016年度末		2017年度末		2018年度末	
			構成比		構成比		構成比
預貯金		8,482	57.0%	9,138	58.4%	9,117	55.5%
コールローン		－	－	－	－	－	－
買現先勘定		－	－	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金		－	－	－	－	－	－
買入金銭債権		－	－	－	－	－	－
商品有価証券		－	－	－	－	－	－
金銭の信託		－	－	－	－	－	－
有価証券		4,697	31.6%	4,784	30.6%	5,673	34.6%
貸付金		180	1.2%	180	1.2%	181	1.1%
土地・建物		26	0.2%	22	0.1%	19	0.1%
運用資産計		13,387	90.0%	14,126	90.3%	14,992	91.3%
総資産		14,869	100.0%	15,636	100.0%	16,421	100.0%

■ 利息配当収入の額および運用資産利回り（インカム利回り）

（単位：百万円）

区分	年度	2016年度		2017年度		2018年度	
			利回り		利回り		利回り
預貯金		1	0.02%	0	0.01%	0	0.00%
コールローン		—	—	—	—	—	—
買現先勘定		—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
商品有価証券		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		16	0.35%	14	0.31%	15	0.30%
貸付金		0	0.08%	0	0.04%	0	0.06%
土地・建物		—	—	—	—	—	—
小計		18	0.14%	15	0.11%	15	0.11%
その他		—	—	—	—	—	—
合計		18	—	15	—	15	—

- (注) 1.収入金額は損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額です。
 2.平均運用額は原則として各月末残高（取得原価または償却原価）の平均に基づいて算出しています。
 3.「資産運用利回り（実現利回り）」は、2016年度は0.14%、2017年度は0.11%、2018年度は0.11%です。
 4.利回りの計算方法
 (1) 運用資産利回り（インカム利回り）＝利息及び配当金収入÷月平均運用額
 (2) 資産運用利回り（実現利回り）＝（資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用）÷月平均運用額

■ 海外投融資残高

該当事項はありません。

■ 商品有価証券の平均残高および売買高

該当事項はありません。

■ 保有有価証券の種類別残高

（単位：百万円）

区分	年度	2016年度末		2017年度末		2018年度末	
			構成比		構成比		構成比
国債		904	19.3%	300	6.3%	—	—
地方債		308	6.6%	303	6.3%	—	—
社債		3,484	74.2%	4,181	87.4%	5,673	100.0%
株式		—	—	—	—	—	—
外国証券		—	—	—	—	—	—
その他の証券		—	—	—	—	—	—
合計		4,697	100.0%	4,784	100.0%	5,673	100.0%

■ 保有有価証券利回り（インカム利回り）

区分	年度	2016年度	2017年度	2018年度
公社債		0.35%	0.31%	0.30%
株式		—	—	—
外国証券		—	—	—
その他の証券		—	—	—
合計		0.35%	0.31%	0.30%

■ 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め ないものを 含む)	合計
	2016年度末	国債	602	302	—	—	—	
	地方債	—	308	—	—	—	—	308
	社債	801	502	1,866	313	—	—	3,484
	株式	—	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
	合計	1,403	1,113	1,866	313	—	—	4,697
2017年度末	国債	300	—	—	—	—	—	300
	地方債	303	—	—	—	—	—	303
	社債	501	916	1,231	1,531	—	—	4,181
	株式	—	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
	合計	1,104	916	1,231	1,531	—	—	4,784
2018年度末	国債	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	1,833	1,011	2,528	300	—	5,673
	株式	—	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
	合計	—	1,833	1,011	2,528	300	—	5,673

■ 業種別保有株式の額

該当事項はありません。

■ 貸付金の残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め ないものを 含む)	合計
	2016年度末	変動金利	—	—	—	—	—	
	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	180	180
2017年度末	変動金利	—	—	—	—	—	180	180
	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	180	180
2018年度末	変動金利	—	—	—	—	—	180	180
	固定金利	—	—	—	0	—	—	0
	合計	—	—	—	0	—	180	181

■ 貸付金の担保別残高

貸付金残高は、日立キャピタルグループ会社間の資金集中取引制度への貸付および福利厚生用従業員向け貸付であり、担保は取得していません。

■ 貸付金の使途別残高

貸付金残高は、日立キャピタルグループ会社間の資金集中取引制度への貸付および福利厚生用従業員向け貸付です。

■ 貸付金の業種別残高

(単位：百万円)

区分	年度	2016年度末		2017年度末		2018年度末	
			構成比		構成比		構成比
農林・水産業		-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業		-	-	-	-	-	-
建設業		-	-	-	-	-	-
製造業		-	-	-	-	-	-
卸売業・小売業		-	-	-	-	-	-
金融業・保険業		180	100.0%	180	100.0%	180	99.6%
不動産業・物品賃貸業		-	-	-	-	-	-
情報通信業		-	-	-	-	-	-
運輸業・郵便業		-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-	-
サービス業等		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	0	0.4%
(うち個人住宅・消費者ローン)		(-)	(-)	(-)	(-)	(0)	(0.4%)
計		180	100.0%	180	100.0%	181	100.0%
公共団体		-	-	-	-	-	-
公社・公団		-	-	-	-	-	-
約款貸付		-	-	-	-	-	-
合計		180	100.0%	180	100.0%	181	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じています。

■ 貸付金の規模別残高

(単位：百万円)

区分	年度	2016年度末		2017年度末		2018年度末	
			構成比		構成比		構成比
大企業		180	100.0%	180	100.0%	180	99.6%
中堅企業		-	-	-	-	-	-
中小企業		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	0	0.4%
一般貸付計		180	100.0%	180	100.0%	181	100.0%

(注) 1.大企業とは、資本金10億円以上の企業をいいます。

2.中堅企業とは、1の「大企業」および3の「中小企業」以外の企業をいいます。

3.中小企業とは、資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業、飲食業、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)

4.その他は、福利厚生用従業員向け貸付です。

■ 有形固定資産明細表

(単位：百万円)

区分	年度	2016年度末	2017年度末	2018年度末
土地		-	-	-
建物		26	22	19
建設仮勘定		-	-	-
小計		26	22	19
リース資産		-	-	-
その他の有形固定資産		4	7	34
合計		30	29	53

(注) 有形固定資産は、すべて営業用です。

■ 長期性資産

該当事項はありません。

特別勘定に関する指標

■ 特別勘定資産残高

該当事項はありません。

■ 特別勘定資産

該当事項はありません。

■ 特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

責任準備金の残高

(単位：百万円)

年度 種目	2016年度末						2017年度末						2018年度末					
	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計
火災	29	28	0	-	-	58	28	28	0	-	-	56	26	28	0	-	-	55
傷害	990	1,484	0	1	-	2,476	1,027	1,588	0	0	-	2,616	1,115	1,708	0	-	-	2,823
信用	569	291	-	-	-	861	689	315	-	-	-	1,005	696	344	-	-	-	1,040
費用・利益	-	0	-	-	-	0	4	0	-	-	-	4	4	1	-	-	-	6
合計	1,589	1,805	0	1	-	3,397	1,748	1,933	0	0	-	3,682	1,842	2,083	0	-	-	3,926

期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前 発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前 発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2014年度	3,895	818	3,263	△187
2015年度	4,109	692	3,429	△12
2016年度	4,406	840	3,463	103
2017年度	4,430	837	3,305	287
2018年度	4,379	826	3,370	182

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 地震保険に係る金額を除いて記載しています。

3. 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

■ 傷害

(単位：百万円)

事故発生年度	2014年度			2015年度			2016年度			2017年度			2018年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金	768			848			921			1,034			1,266		
+															
支払備金															
1年後	682	0.89	△86	1,062	1.25	214	738	0.80	△182	1,188	1.15	154			
2年後	689	1.01	6	1,085	1.02	23	625	0.85	△113						
3年後	680	0.99	△8	943	0.87	△142									
4年後	644	0.95	△36												
最終損害見積り額	644			943			625			1,188			1,266		
累計保険金	448			568			328			264			59		
支払備金	195			375			297			924			1,207		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

3. 財産の状況

■ 計算書類	38
■ リスク管理債権	46
■ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況(保険金信託業務を行う場合)	46
■ 債務者区分に基づいて区分された債権	46
■ ソルベンシー・マージン比率	47
■ 時価情報等	48
■ 備考	49
■ 財務諸表の適正性および財務諸表作成に係る内部監査の有効性について	49

3

計算書類

財産の状況

■ 貸借対照表

(単位：百万円、%)

科目	2017年度 (2018年3月31日現在)		2018年度 (2019年3月31日現在)		増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
(資産の部)					
現金及び預貯金	9,138	58.4	9,117	55.5	△0.2
預貯金	9,138		9,117		
有価証券	4,784	30.6	5,673	34.6	18.6
国債	300		—		
地方債	303		—		
社債	4,181		5,673		
貸付金	180	1.2	181	1.1	0.5
一般貸付	180		181		
有形固定資産	29	0.2	53	0.3	81.2
建物	22		19		
その他の有形固定資産	7		34		
無形固定資産	15	0.1	16	0.1	5.9
ソフトウェア	15		16		
その他の無形固定資産	0		0		
その他資産	383	2.5	350	2.1	△8.5
未収保険料	3		3		
代理店貸	109		93		
共同保険貸	4		5		
再保険貸	1		4		
外国再保険貸	28		0		
未収金	94		95		
未収収益	4		3		
預託金	91		93		
仮払金	45		50		
前払年金費用	114	0.7	111	0.7	△2.4
繰延税金資産	989	6.3	915	5.6	△7.5
貸倒引当金	—	—	—	—	—
資産の部合計	15,636	100.0	16,421	100.0	5.0

■ 貸借対照表の注記 (2018年度)

- 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
 - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法により行っております。
 - その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。
- 無形固定資産の減価償却は、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により行っております。
- 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠しております。
- 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等に基づき貸倒実績率を算出し、それを基礎として求めた予想損失率を債権額に乗じることにより、今後の一定期間における損失見込額を算出し、当該損失見込額を引き当てております。

また、全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、上記の方法に基づいて検討した結果、貸倒引当金は零と算定されたため、当期末において貸倒引当金は計上しておりません。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

(単位：百万円、%)

科目	2017年度 (2018年3月31日現在)		2018年度 (2019年3月31日現在)		増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
(負債の部)					
保険契約準備金	8,158	52.2	8,641	52.6	5.9
支払備金	4,475		4,715		
責任準備金	3,682		3,926		
その他負債	519	3.3	415	2.5	△20.0
共同保険借	24		16		
再保険借	17		17		
外国再保険借	7		4		
未払法人税等	120		16		
未払金	162		130		
仮受金	186		229		
退職給付引当金	81	0.5	88	0.5	7.7
賞与引当金	73	0.5	83	0.5	13.6
システム損失引当金	150	1.0	150	0.9	0.0
特別法上の準備金	7	0.0	8	0.1	15.7
価格変動準備金	7		8		
負債の部合計	8,990	57.5	9,387	57.2	4.4
(純資産の部)					
資本金	6,200	39.7	6,200	37.8	0.0
資本剰余金	1,600	10.2	1,600	9.7	0.0
資本準備金	1,600		1,600		
利益剰余金	△1,167	△7.5	△784	△4.8	-
その他利益剰余金	△1,167		△784		
繰越利益剰余金	△1,167		△784		
株主資本合計	6,632	42.4	7,015	42.7	5.8
その他有価証券評価差額金	12		18		
評価・換算差額等合計	12	0.1	18	0.1	43.1
純資産の部合計	6,645	42.5	7,033	42.8	5.8
負債及び純資産の部合計	15,636	100.0	16,421	100.0	5.0

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理しております。

7. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、当期末における支給見込額を基準に計上しております。

8. システム損失引当金は、前期にシステム計画を一部変更したことに伴い見込まれる支出額を合理的に見積もって計上しております。

9. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

10. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

11. 保険業法施行規則第70条第3項に基づき、責任準備金を追加して積み立てることとしております。

これにより、当期末において、積み立てている額はありませぬ。

12. 有形固定資産の減価償却累計額は、26百万円であります。

13. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額ならびに延滞債権額はありませぬ。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金への繰入限度額）に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。

- (2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額はありません。
14. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 退職給付債務およびその内訳
- | | |
|-------------|---------|
| 退職給付債務 | △500百万円 |
| 年金資産 | 397百万円 |
| 未積立退職給付債務 | △103百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 128百万円 |
| 未認識過去勤務費用 | △1百万円 |
| 貸借対照表計上額の純額 | 23百万円 |
| 前払年金費用 | 111百万円 |
| 退職給付引当金 | △88百万円 |
- (2) 退職給付債務等の計算基礎
- | | |
|----------------|-------------|
| 退職給付見込額の期間配分方法 | 給付算定式基準 |
| 割引率 | 退職一時金 0.2% |
| | 企業年金基金 0.5% |
| 長期期待運用収益率 | 2.0% |
| 過去勤務費用の処理年数 | 10.7年 |
| 数理計算上の差異の処理年数 | 13.1年～19.7年 |
15. 支払備金の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|------------------------------|----------|
| 支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く) | 4,736百万円 |
| 上記に係る出再支払備金 | 20百万円 |
| 差引(イ) | 4,715百万円 |
| 地震保険に係る支払備金(口) | －百万円 |
| 計 (イ)+(口) | 4,715百万円 |
16. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|---------------------|----------|
| 普通責任準備金(出再責任準備金控除前) | 3,133百万円 |
| 上記に係る出再責任準備金 | 1,290百万円 |
| 差引(イ) | 1,842百万円 |
| その他責任準備金(口) | 2,083百万円 |
| 計 (イ)+(口) | 3,926百万円 |
17. 繰延税金資産の総額は954百万円、繰延税金負債の総額は38百万円であります。
 また、評価性引当額として繰延税金資産から控除した額は0百万円であります。
 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金584百万円、支払備金256百万円であります。
18. 関係会社との金銭債権は186百万円、金銭債務は46百万円であります。
19. 1株当たりの純資産額は、45,088円44銭であります。
20. 金額は、記載単位未満を切捨てて表示しております。

(金融商品関係)

当期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は保険会社の運用資金の性格をふまえ、安全性、流動性、収益性を総合的に検討しながらリスク管理に十分留意し、債券、預金等による資産運用を行っております。また、負債特性に留意し、流動性に配慮した投資期間としております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当社は、債券等の固定金利資産を保有していることから、金利が上昇した場合には資産価値が減少するなど、市場関連リスクに晒されております。また、当社が保有している有価証券などは、発行体等の信用力の低下や破綻により、価値が大幅に減少する、あるいは利息や元本の回収が不能になるなど、信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、当社が抱えるリスクの状況を的確に把握し、不測の損失を回避し、適切にリスクをコントロールすることで財務の健全性を確保するとともに、リスクと収益を適切に管理し、リスクが発現した場合には的確な対応をとる態勢を構築するために、「ERM基本方針」を定め、「ERM・コンプライアンス委員会」を設置しております。また、管理対象リスクごとに管理主管部署を定め、主管部署が「ERM基本方針」、「資産運用リスク管理規程」および「流動性リスク管理規程」に従い、適切にリスク管理を行い、定期的にERM・コンプライアンス委員会にリスク管理状況を報告しております。

①資産運用リスク(市場関連リスク・信用リスク)の管理

当社では、運用資産を国債、地方債、社債等を中心に構成し、投資案件の信用格付、時価等の情報収集に努め、早期に資産の劣化を検出して健全性の確保に努めるとともに、適正に資産の自己査定を行っております。

②流動性リスクの管理

当社では、日々の資金繰り管理のほかに、巨大災害発生時の保険金支払などの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されているかを把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預貯金	9,117	9,117	-
(2)有価証券	5,673	5,673	-
その他有価証券	5,673	5,673	-
(3)貸付金	181	181	-
資産計	14,973	14,973	-

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

1)現金及び預貯金

現金及び預貯金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2)有価証券

債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

3)貸付金

貸付金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	9,117	-	-	-
有価証券				
その他有価証券				
社債	-	2,800	2,800	-
貸付金(*)	180	-	0	-
合計	9,298	2,800	2,800	-

(*) 貸付金のうち、期限の定めのないものについては、「1年以内」に含めて開示しております。

(注3)有価証券の保有目的ごとの区分における時価等

1)その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	4,773	4,746	27
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	900	901	△1
合計		5,673	5,648	25

■ 損益計算書

(単位：百万円、%)

科目		年度	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	増減率
経常損益の部	経常収益		3,934	4,564	16.0
	保険引受収益		3,903	4,534	16.2
	正味収入保険料		3,841	4,534	
	支払備金戻入額		61	—	
	資産運用収益		15	15	1.6
	利息及び配当金収入		15	15	
	その他経常収益		16	14	△12.0
	貸倒引当金戻入額		0	—	
	その他の経常収益		16	14	
	経常費用		3,443	4,016	16.7
	保険引受費用		2,139	2,582	20.7
	正味支払保険金		937	984	
	損害調査費		145	147	
	諸手数料及び集金費		771	967	
	支払備金繰入額		—	240	
	責任準備金繰入額		285	243	
	資産運用費用		—	—	—
	営業費及び一般管理費		1,303	1,434	10.1
	その他経常費用		0	0	△100.0
その他の経常費用		0	0		
	経常利益		491	547	11.4
特別損益の部	特別利益		—	—	—
	特別損失		253	9	△96.2
	固定資産処分損		2	—	
	減損損失		83	—	
	価格変動準備金繰入額		0	1	
	その他特別損失		166	8	
税引前当期純利益			237	537	126.1
法人税及び住民税			163	83	
法人税等調整額			△86	71	
法人税等合計			76	155	101.6
当期純利益			160	382	137.8

■ 損益計算書の注記（2018年度）

1. 関係会社との取引による収益総額は225百万円、費用総額は398百万円であります。

2. ①正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	4,640百万円
支払再保険料	105百万円
差引	4,534百万円

②正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	1,011百万円
回収再保険金	26百万円
差引	984百万円

③諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	991百万円
出再保険手数料	24百万円
差引	967百万円

④支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	247百万円
同上にかかる出再支払備金	7百万円
差引(イ)	240百万円
地震保険にかかる支払備金繰入額(口)	－百万円
計 (イ)+(口)	240百万円

⑤責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	23百万円
同上にかかる出再責任準備金	△70百万円
差引(イ)	93百万円
その他責任準備金繰入額(口)	149百万円
計 (イ)+(口)	243百万円

⑥利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息	15百万円
貸付金利息	0百万円
計	15百万円

3. その他特別損失は、主に前期のシステム計画変更に伴う委託費であります。

4. 当期における法定実効税率は、28.00%であります。

5. 1株当たりの当期純利益は、2,453円48銭であります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

退職給付費用およびその内訳

勤務費用	41百万円
利息費用	2百万円
期待運用収益	△7百万円
数理計算上の差異の費用処理額	8百万円
過去勤務費用の費用処理額	△0百万円
退職給付費用	43百万円

7. 関連当事者との取引に関する主な事項は次のとおりであります。

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	期末残高 (百万円)
親会社	日立キャピタル株式会社	東京都港区	9,983	金融サービス	被所有 直接 79.4%	日立キャピタルグループ間の資金集中取引 役員の兼任	日立キャピタルグループ会社間の資金集中取引（ブローリング取引）	資金の預入（純額） 0 利息の受取 0	貸付金 180

(注) 1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針

資金集中取引については、市場金利に連動した利率を適用しております。

8. 金額は、記載単位未満を切捨てて表示しております。

■ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益 (△は損失)		237	537
減価償却費		20	16
減損損失		83	-
支払備金の増減額 (△は減少)		△61	240
責任準備金の増減額 (△は減少)		285	243
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△0	-
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		11	6
賞与引当金の増減額 (△は減少)		10	10
システム損失引当金の増減額 (△は減少)		150	-
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		0	1
利息及び配当金収入		△15	△15
有形固定資産関係損益 (△は益)		2	-
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		△23	33
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		106	12
その他		△0	0
小計		807	1,086
利息及び配当金の受取額		34	36
法人税等の支払額		△29	△190
営業活動によるキャッシュ・フロー		813	931
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額 (△は増加)		-	1,500
有価証券の取得による支出		△1,520	△2,000
有価証券の売却・償還による収入		1,400	1,100
貸付による支出		-	△0
資産運用活動計		△120	598
(営業活動及び資産運用活動計)		(692)	(1,530)
有形固定資産の取得による支出		△6	△35
その他		△30	△15
投資活動によるキャッシュ・フロー		△157	547
財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー		-	-
現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		655	1,479
現金及び現金同等物期首残高		5,982	6,638
現金及び現金同等物期末残高		6,638	8,117

■ キャッシュ・フロー計算書の注記 (2018年度)

- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預貯金	9,117百万円
有価証券	5,673百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△1,000百万円
現金同等物以外の有価証券	△5,673百万円
現金及び現金同等物	8,117百万円

- 重要な非資金取引の内容
該当事項はありません。

- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

- 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

■ 株主資本等変動計算書

2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	6,200	1,600	1,600	△1,328	△1,328	6,471	22	22	6,494
当期変動額									
当期純利益	-	-	-	160	160	160	-	-	160
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	△9	△9	△9
当期変動額合計	-	-	-	160	160	160	△9	△9	151
当期末残高	6,200	1,600	1,600	△1,167	△1,167	6,632	12	12	6,645

2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	6,200	1,600	1,600	△1,167	△1,167	6,632	12	12	6,645
当期変動額									
当期純利益	-	-	-	382	382	382	-	-	382
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	5	5	5
当期変動額合計	-	-	-	382	382	382	5	5	388
当期末残高	6,200	1,600	1,600	△784	△784	7,015	18	18	7,033

■ 株主資本等変動計算書の注記（2018年度）

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当期首株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	156	-	-	156
自己株式	-	-	-	-
合計	156	-	-	156

2. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。3. 配当に関する事項
該当事項はありません。

■ 1株当たり配当等

区分	年度	2016年度	2017年度	2018年度
1株当たり配当額		—	—	—
1株当たり当期純利益		5,549円96銭	1,031円82銭	2,453円48銭
1株当たり純資産額		41,630円61銭	42,599円30銭	45,088円44銭
従業員1人当たり総資産		177百万円	173百万円	184百万円

リスク管理債権

(単位：百万円)

区分	年度	2016年度	2017年度	2018年度
破綻先債権		—	—	—
延滞債権		—	—	—
3ヵ月以上延滞債権		—	—	—
貸付条件緩和債権		—	—	—
合計		—	—	—

- (注) 1.破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金への繰入限度額）に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金をいいます。
- 2.延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金をいいます。
- 3.3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。
- 4.貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況（保険金信託業務を行う場合）

該当事項はありません。

債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区分	年度	2016年度	2017年度	2018年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		—	—	—
危険債権		—	—	—
要管理債権		—	—	—
正常債権		180	180	181
合計		180	180	181

- (注) 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
- 2.危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- 3.要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金（元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金（注1および2に掲げる債権を除く。））および貸付条件緩和貸付金（債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1および2に掲げる債権ならびに3ヵ月以上延滞貸付金を除く。））をいいます。
- 4.正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区別される債権をいいます。

ソルベンシー・マージン比率

財産の状況

(単位：百万円)

項目	年度	2016年度末	2017年度末	2018年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額		8,311	8,589	9,130
資本金又は基金等		6,471	6,632	7,015
価格変動準備金		6	7	8
危険準備金		0	0	0
異常危険準備金		1,805	1,933	2,083
一般貸倒引当金		-	-	-
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)		28	16	23
土地の含み損益		-	-	-
払戻積立金超過額		-	-	-
負債性資本調達手段等		-	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		-	-	-
控除項目		-	-	-
その他		-	-	-
(B) リスクの合計額		537	566	656
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$				
一般保険リスク (R ₁)		438	463	544
第三分野保険の保険リスク (R ₂)		-	-	-
予定利率リスク (R ₃)		0	0	0
資産運用リスク (R ₄)		225	240	271
経営管理リスク (R ₅)		20	21	25
巨大災害リスク (R ₆)		23	23	23
(C) ソルベンシー・マージン比率		3,094.9%	3,032.0%	2,781.5%
$[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$				

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

[ソルベンシー・マージン比率]

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険 (「一般保険リスク」…上表のR₁、「第三分野保険の保険リスク」…上表のR₂)
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険 (巨大災害に係る危険を除く。)
 - ② 予定利率上の危険 (「予定利率リスク」…上表のR₃)
実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資産運用上の危険 (「資産運用リスク」…上表のR₄)
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④ 経営管理上の危険 (「経営管理リスク」…上表のR₅)
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および下記⑤以外のもの
 - ⑤ 巨大災害に係る危険 (「巨大災害リスク」…上表のR₆)
通常の予測を超える巨大災害 (関東大震災や伊勢湾台風相当) により発生し得る危険
- 「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額をいいます。
- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するための客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

時価情報等

1.有価証券

■ 売買目的有価証券

該当事項はありません。

■ 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

■ 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

■ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分	年度	2017年度			2018年度		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	3,555	3,576	21	4,746	4,773	27
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	3,555	3,576	21	4,746	4,773	27
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	1,211	1,208	△3	901	900	△1
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	1,211	1,208	△3	901	900	△1
合計		4,766	4,784	17	5,648	5,673	25

■ 当期中に売却した満期保有目的の債券およびその他有価証券

該当事項はありません。

■ 時価のない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額

該当事項はありません。

■ その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額

(単位：百万円)

区分	年度・償還時期	2017年度				2018年度			
		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
公社債		1,100	2,100	1,500	—	—	2,800	2,800	—
その他		—	—	—	—	—	—	—	—
合計		1,100	2,100	1,500	—	—	2,800	2,800	—

2. 金銭の信託

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引 (有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

該当事項はありません。

4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

5. 先物外国為替取引

該当事項はありません。

6. 有価証券関連デリバティブ取引 (7に掲げるものを除く。)

該当事項はありません。

7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、 外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当事項はありません。

備考

- 保険業法第111条第1項の規定により、公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表および損益計算書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の会計監査を受けており、適法である旨の証明を受けています。

財務諸表の適正性および財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社の2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表の適正性および作成に係る内部監査の有効性につきましては、当社取締役社長が確認しています。

4. 会社の概況と組織

■組織	51
■株主・株式の状況	52
■役員の状況	54
■従業員の状況	56
■会計監査人の状況	56
■保険会社およびその子会社等の概況	56
日立キャピタルグループ	57

4

■ 組織図



■ 本店所在地

東京都千代田区九段北1-8-10 住友不動産九段ビル（TEL：代表03-5276-1391）
 当社は現在、国内支店を有していません。

■ 海外ネットワーク

当社は現在、海外に子会社、出資会社、駐在員事務所、代理店などの活動拠点を有していません。

株主・株式の状況

■ 基本事項

- 定時株主総会開催時期 4月1日から3ヵ月以内に開催いたします。
- 決算期日 3月31日
- 公告方法 電子公告により行います。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告できない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
決算公告については当社ホームページをご参照ください。
〔<http://www.hitachi-ins.co.jp/>〕

■ 株主総会

- 臨時株主総会
臨時株主総会が、2018年12月18日に開催されました。
決議事項は以下のとおりです。

決議事項

議案 取締役1名選任の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。

- 臨時株主総会
臨時株主総会が、2019年3月28日に開催されました。
決議事項は以下のとおりです。

決議事項

議案 取締役2名選任の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。

- 定時株主総会
第25回定時株主総会が、2019年6月21日に開催されました。
報告事項および決議事項は以下のとおりです。

報告事項

第25期〔2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）〕事業報告及び計算書類報告の件
上記の内容について報告いたしました。

決議事項

第1号議案 取締役4名選任の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。
第2号議案 監査役2名選任の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。

■ 株式の分布状況

(2019年7月1日現在)

区分	株主数 (人)	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する割合 (%)
その他法人	2	156,000	100
合計	2	156,000	100

■ 株主

(2019年7月1日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日立キャピタル株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	123,800	79.4
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1-26-1	32,200	20.6
合計	—	156,000	100.0

■ 資本金の推移

年月日	発行済株式総数 (株)		資本金 (千円)		資本準備金 (千円)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
1994年 6月21日	—	60,000	—	3,000,000	—	—	設立
1996年11月30日	20,000	80,000	1,000,000	4,000,000	—	—	株主に対する割当増資
2000年 3月24日	10,000	90,000	500,000	4,500,000	—	—	株主に対する割当増資
2001年 3月27日	2,000	92,000	100,000	4,600,000	—	—	株主に対する割当増資
2008年 1月31日	22,100	114,100	552,500	5,152,500	552,500	552,500	株主に対する割当増資
2008年 3月28日	41,900	156,000	1,047,500	6,200,000	1,047,500	1,600,000	有償 第三者割当増資

■ 最近の新株発行

種類	発行年月日	発行株式数 (株)	発行総額 (百万円)	摘要
普通株式	2008年1月31日	22,100	1,105	株主割当 発行価額5万円
普通株式	2008年3月28日	41,900	2,095	有償 第三者割当 発行価額5万円

■ 最近の社債発行

該当事項はありません。

役員 の 状 況

(2019年7月1日現在)

■ 取締役

役名 および職名	氏名 (生年月日)	略歴	管掌業務
代表取締役 取締役社長	淀 圭二郎 よど けいじろう (1960年9月23日生)	1983年 4月 安田火災海上保険株式会社 (現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社) 入社 2007年 4月 株式会社損害保険ジャパン 医療・福祉開発部長 (現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社) 2010年 4月 同社宮崎支店長 2012年 10月 セゾン自動車火災保険株式会社 取締役執行役員 2013年 6月 同社代表取締役執行役員 2014年 4月 株式会社損害保険ジャパン理事 (現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社) セゾン自動車火災保険株式会社 代表取締役常務執行役員 2016年 4月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 理事 リテール商品業務部長 2018年 4月 当社出向取締役 2019年 4月 当社代表取締役 取締役社長 (現職)	統括
取締役	市井 秀樹 いちい ひでき (1962年8月18日生)	1986年 4月 日立リース株式会社 (現 日立キャピタル株式会社) 入社 2005年 9月 日立キャピタル株式会社 経営企画部 経営会計グループ長 2007年 5月 同社経営企画部門 経営企画部主幹 2010年 4月 同社資産債権管理部 資産・購買管理グループ長 2011年 12月 PT. Arthaasia Finance 出向 Director 2015年 10月 日立キャピタル株式会社 取締役室 部長 2016年 4月 同社 取締役室室長 2019年 1月 当社取締役 (現職)	保険金サービス部、経営企画部、 経理部、リスク管理部、 情報システム部
取締役	片岡 俊彦 かたおか としひこ (1963年11月5日生)	1987年 4月 安田火災海上保険株式会社 (現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社) 入社 2012年 4月 株式会社損害保険ジャパン 東京公務開発部長 (現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社) 2016年 4月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部長 2019年 4月 当社出向取締役 (現職)	アカウントサービス部、 開発営業第1部、 開発営業第2部、 事務ファクトリー部、 商品業務部
取締役 (非常勤)	白井 千尋 しらい ちひろ (1959年2月18日生)	1982年 4月 日立クレジット株式会社 (現日立キャピタル株式会社)入社 2003年 10月 日立キャピタル株式会社 経営企画部門グループ会社部長 2006年 5月 シンガポール日立キャピタル株式会社出向 Managing Director 2006年 7月 日立キャピタル株式会社海外役員 兼 Hitachi Capital Singapore Pte.Ltd.Managing Director 2010年 4月 同社海外役員 兼 HitachiCapital (UK) PLCCEO 2011年 4月 同社上席理事 兼 Hitachi Capital (UK) PLC CEO 2014年 4月 同社執行役 国際事業本部副本部長 欧州地域担当米州地域担当 兼 Hitachi Capital (UK) PLC CEO 2015年 4月 同社執行役 営業統括本部グローバル地域事業本部副本部長 兼 欧州地域担当 兼 米州地域担当 兼 サービス事業本部副本部長 兼 Hitachi Capital America Corp. Chairman&CEO 2015年 10月 同社執行役 営業統括本部副本部長 兼 欧州地域担当 兼 米州地域担当 兼 サービス事業本部副本部長 兼 Hitachi Capital America Corp. Chairman&CEO 2016年 4月 同社執行役常務 営業統括本部副本部長 兼 米州地域担当 兼 ビークルソリューション戦略本部副本部長 兼 Hitachi Capital America Corp. Chairman&CEO 2017年 4月 同社執行役専務 営業統括本部長 (現職) 2019年 4月 当社取締役 (現職)	

■ 監査役

役名 および職名	氏名 (生年月日)	略歴	
監査役	久保山 史雄 くぼやま ふみお (1957年12月23日生)	1982年 4月	日立クレジット株式会社 (現日立キャピタル株式会社) 入社
		2005年 5月	日立キャピタル証券株式会社 出向 経営企画部長
		2006年 6月	同社取締役
		2007年 6月	同社取締役社長
		2009年 8月	日立キャピタル株式会社 海外役員
		2009年 8月	Hitachi Capital (Thailand) Co.,Ltd. Managing Director (取締役社長)
		2012年 10月	日立キャピタル株式会社 業務役員
		2012年 10月	PT. Arthaasia Finance 出向 President Director (取締役社長)
		2015年 4月	日立キャピタル株式会社 理事 監査室長
		2018年 4月	当社監査役 (現職)
監査役 (非常勤)	竹田 真史 たけだまさし (1964年1月8日生)	1986年 4月	日立クレジット株式会社 (現日立キャピタル株式会社) 入社
		2001年 7月	日立キャピタル株式会社 証券化事業開発部主幹
		2002年 2月	同社住宅事業開発部 主幹
		2003年 5月	日本住宅ローン株式会社執行役
		2003年 12月	同社執行役退任
		2004年 1月	ユナムジャパン傷害保険株式会社 (現日立キャピタル損害保険株式会社) 取締役 経営企画室長
		2006年 7月	当社取締役 事業戦略部門長
		2011年 4月	当社取締役
		2012年 3月	当社取締役退任
		2012年 4月	日立キャピタル株式会社 国際事業本部担当部長
		2012年 10月	同社国際事業本部 Hitachi Capital(Hong Kong)Ltd. Managing Director
		2015年 4月	同社理事 営業統括本部 Hitachi Capital(Hong Kong)Ltd. Managing Director
		2016年 6月	同社理事 営業統括本部 Hitachi Capital Management (China) Ltd. Managing Director Hitachi Capital(Hong Kong)Ltd. Managing Director
		2018年 4月	同社執行役 営業統括本部 ASEAN地域担当 Hitachi Capital Asia Pacific Pte.Ltd. CEO & Managing Director
		2019年 4月	同社執行役常務 営業統括本部 ASEAN地域担当 Hitachi Capital Asia Pacific Pte.Ltd. CEO & Managing Director
		2019年 6月	同社執行役常務経営戦略本部長 (現職)
		2019年 6月	当社監査役 (現職)
監査役 (非常勤)	伊藤 和之 いとう かずゆき (1958年5月20日生)	1981年 4月	日本火災海上保険株式会社 (現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社) 入社
		2005年 4月	日本興亜損害保険株式会社コンプライアンス部業務企画室長 (現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)
		2006年 4月	同社コンプライアンス部業務企画部長
		2008年 6月	同社コンプライアンス部長
		2010年 4月	同社経営企画部長
		2010年 8月	同社経営企画部長 兼 経営企画部海外事業室長
		2011年 4月	同社経営企画部長
		2012年 4月	同社執行役員経営企画部長
		2012年 6月	同社執行役員
		2013年 4月	同社取締役執行役員お客さまサービス品質向上部長 株式会社損害保険ジャパン 執行役員お客さまサービス 品質向上部長 (現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)
		2014年 3月	同社退任
		2014年 4月	NKSJビジネスサービス株式会社取締役専務執行役員 (現 SOMPOビジネスサービス株式会社)
		2015年 6月	損保ジャパン日本興亜ビジネスサービス株式会社退任 (現 SOMPOビジネスサービス株式会社)
		2015年 6月	そんぼ24損害保険株式会社 常勤監査役 (現 セゾン自動車火災保険株式会社)
		2019年 6月	当社監査役 (現職)
		2019年 7月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 顧問 (現職)

(注) 監査役之久保山史雄、伊藤和之の2氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

従業員の状況

(2019年3月31日現在)

■ 現状

従業員数	89名
平均年齢	47.3歳
平均勤続年数	7.7年
平均年間給与	7,528千円

(注) 1.従業員数は社外から当社への出向社員および契約社員を含み、当社から社外への出向社員および退職者を含んでいません。
 2.平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位までを表示しています。
 3.平均年間給与は賞与を含みます。社外から当社への出向社員を除いて表示しています。

■ 採用方針

少人数で効率的な業務運営を行うことを目標とし、創業以来現在まで原則として新卒採用を行わず、即戦力となる人材の確保を優先しています。

■ 研修・教育制度

当社は、「人財開発体系」に基づき、次に掲げる教育プログラムを策定・実施しています。

- ・若年層育成プログラム
- ・中堅層育成プログラム
- ・マネジメント強化プログラム
- ・次期経営層育成プログラム
- ・専門分野別開発プログラム
- ・コンプライアンス強化プログラム など

■ 福利厚生制度

以下の制度があります。

- ・社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険）
- ・団体長期障害所得補償保険（GLTD）
- ・退職金制度
- ・企業年金基金制度
- ・慶弔金支給制度
- ・特別弔慰金・見舞金支給制度
- ・育児休職制度
- ・介護休職制度
- ・財産形成貯蓄制度
- ・日立キャピタルグループ持株会制度
- ・育英資金支給制度 など

会計監査人の状況

■ 会計監査人

EY新日本有限責任監査法人

保険会社およびその子会社等の概況

■ 保険会社およびその子会社等の主要な概況

当社は現在、子会社を有しておりません。

日立キャピタル株式会社

創 業：昭和32年（1957年）9月10日
資 本 金：99億83百万円
U R L：http://www.hitachi-capital.co.jp/
事 業 の 内 容：金融サービス

■日立キャピタル 経営の基本方針

○経営理念

日立キャピタルは「社会とお客様から求められる価値の創造を通して、より豊かな社会づくりに貢献する」ために、以下の経営理念を掲げます。

1. 持続的成長
信用を第一として、質の高い経営に裏打ちされた持続的成長を果たします。
2. 人間尊重
自律した個人として研鑽を積み、互いに敬意を持って接することで組織としての力を高めるよう努めます。
3. 企業倫理の実践
自ら進んで法と倫理に則って行動し、健全な社会の発展に寄与します。

○経営方針

「社会価値創造企業」

私たちは地球環境を考え、社会の発展と人々の豊かなくらしを実現するため新しい価値を創造し提供する社会価値創造企業をめざします。

○行動指針

日立キャピタルは、経営方針である「社会価値創造企業」をめざすため、全社員で以下のコアとなるバリューを共有し活動してまいります。

- ①未来志向
いままではこうだったではなく、この先の時代の変化を捉えて新しい価値創造に挑戦すること。
- ②お客様起点
常にお客様が必要としているものを追求し、自らがお客様の立場に立って考え、行動し、お客様から必要とされる企業になること。
- ③3現主義
お客様と接するのは現場。現場を重視し、現実を知り、現物（モノ）にこだわる事業活動を行なうこと。
- ④基本と正道
まず基本を身につけ、絶えず基本に立ち返りながら日々の仕事と行動を正しく行なうこと。
- ⑤品質第一
品質をすべてに優先し、怠ることなく品質向上を図り、お客様から信頼され感謝される企業になること。
- ⑥多様性
様々な考え方、働き方を認識し合い、その中から新しい価値を創造し、活力ある企業になること。
- ⑦自己責任
誰かに任せるとはせず、自らの責任において仕事を完遂し、又、自らの能力向上を図ること。
- ⑧「和」
他人の意見を尊重しつつ、偏らないオープンな議論をし一旦決断に至れば、共通の目標に向かって全員一致協力すること。
- ⑨「誠」
他者に責任を転嫁せず、常に当事者意識を持ってことに当たること。社会から信頼を勝ち得るための基本姿勢。
- ⑩「開拓者精神」
未知の領域に、独創的に取り組もうとすること。常に専門分野で先駆者でありたいと願い、能力を超えるような高いレベルでの目標に挑戦する意欲のこと。

■ 主な国内グループ会社

日立キャピタル債権回収株式会社
●債権管理回収業

日立キャピタルサービス株式会社
●中古商品の仕入販売業

日立キャピタルオートリース株式会社
●自動車リース業

日立トリプルウィン株式会社
●アウトソーシング事業、食品・飲料
および農業に関する事業

積水リース株式会社
●リース業および金融業

日立キャピタル損害保険株式会社（当社）
●損害保険業

日立キャピタルコミュニティ株式会社
●商業・住宅施設等の開発・運営・管理

日立キャピタル信託株式会社
●信託業

第一信用保証株式会社
●個人金融に係る信用保証

日立キャピタルNBL株式会社
●リース業

日立グリーンエナジー株式会社
●発電事業

日立ウィンドパワー株式会社
●発電事業

日立サステナブルエナジー株式会社
●発電事業

ジャパン・インフラストラクチャー・
イニシアティブ株式会社
●インフラ投融資

■ 主な海外グループ会社

Hitachi Capital (UK) PLC
●リース業および金融業

Hitachi Capital Polska Sp. z o. o.
●自動車リース業

Hitachi Capital Mobility Netherlands B.V.
●自動車リース業

Maske Fleet GmbH
●自動車リース・レンタル業

Maske Langzeit- Vermietung GmbH
●自動車リース。レンタル業

Hitachi Capital America Corp.
●リース業および金融業

Hitachi Capital Canada Corp.
●リース業および金融業

CLE Capital Inc.
●リース業および金融業

Hitachi Capital Management (China) Ltd.
●金融持株会社

Hitachi Capital (Hong Kong) Ltd.
●リース業および金融業

日立租賃（中国）有限公司
●リース業および金融業

日立商業保理（中国）有限公司
●ファクタリング業

Hitachi Capital Asia Pacific Pte.Ltd.
●リース業および金融業

Hitachi Capital (Thailand) Co., Ltd.
●リース業および金融業

Hitachi Capital Malaysia Sdn. Bhd.
●リース業および金融業

PT. Arthaasia Finance
●リース業および金融業

PT. Hitachi Capital Finance Indonesia
●リース業および金融業

日立キャピタル損害保険の現状 2019

2019年7月発行

日立キャピタル損害保険株式会社

KK0001 1907-01

 日立キャピタル損害保険株式会社

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-8-10 住友不動産九段ビル11階
Tel:03-5276-1391 Fax:03-5276-0098
URL <http://www.hitachi-ins.co.jp/>

